委員会議事録

- 1 教育委員会関係分
 - (1)付託審査事件
 - ①議案第20号 光市奨学金条例の一部を改正する条例

説 明:学校教育課主幹 ~別紙説明書のとおり

質 疑

○田中委員

済みません、お聞きしたいのですが、この条例の改正というものは全国的な流れの中であるものなのか、例えば、県内の中でこういったところを取り入れるところはどれほどあるのかお聞かせいただければと思います。

○弘実学校教育課主幹

全国的な状況はそれぞれ市町におきまして異なると思われますけれども、本市におきましては、貸付を受ける奨学生の要件を緩和することにより、多くの方に適切な貸与を行えるようにということで、今回の改正についてお願いしているところでございます。

○田中委員

そしたら、光市が独自で取り組むものという認識でよろしいですか。

○弘実学校教育課主幹

同様な取り組みをしているところもあると思われますけれども、本市としては、そういった考え方でこの改正についてお願いしたいと考えております。

○田中委員

わかりました。非常に時代にマッチしてて、貸付を受ける者も受けやすいように改善するいい条例改正案だと思いますので、このあたり職員のアイデアから出てきたのかもしれませんが、しっかりこれを皆さんにお知らせして活用していただけるように取り組んでいただければと思います。

以上です。

討 論:なし

採 決:全会一致「可決すべきもの」

②議案第1号 平成28年度光市一般会計予算(教育委員会所管分)

説 明:教育総務課長 ~別紙説明書のとおり

質 疑

○田中委員

予算書の197ページのいじめ問題調査委員会の委員報酬ということで、先ほど12万4,000円の説明がありましたが、これは、私も前回のときに傍聴に行かせていただいたんですが、初顔合わせをして、今後いじめ問題があったときに調査を行うということで、この委員会があるわけなんですが、これは何もなければ委員会自体は開かないのか、また、何もなくても委員会を開くのかというところでお聞かせいただければと思います。

○弘実学校教育課主幹

本委員会はいじめ防止対策推進法28条の1項に定められている重大事案発生時における調査が必要になった場合に招集される組織であります。平成27年4月1日より施行された光市いじめ問題対策協議会等の設置に関する条例の第2条に、本調査委員会の設置が定められておりまして、会の組織運営について必要な事項は、教育委員会規則で定められております。構成委員は、大学教授、弁護士、医師、臨床心理士、社会福祉士、児童相談所の7名で、委員の専門性、扱う内容の重要性に鑑み、内容を非常に重要なことを協議しますので、いきなり全員でその場で集まって協議を始めるということは、始めるよりも事前にお互いを知った上で協議をしたほうがスムーズに協議ができると考えられますことから、今回につきましては、事前にそういう顔合わせをする会を招集するということで、特に重大な事案があったために、これを開催するというものではございません。

○田中委員

それを踏まえて顔を見合わせて協議が行えるような環境づくりが大切だと思うんですが、今後の開催について、定期的でやるのか、それとも、事案にあったときだけ開催するのかというところをお聞かせいただければと思います。

○弘実学校教育課主幹

基本的にそういう事案が発生したときに開催するという予定にしております。

○委員長

もう一つ。

○弘実学校教育課主幹

基本的に重大な事案があったときに開催することしておりますけれども、それをスムーズに行うために、年に一度はこういう顔合わせの会を開くこととしております。

○田中委員

わかりました。年に一度は必ず顔を合わせるということで安心するところですが、私

も工場とかで勤めていたときは、やっぱりケーススタディーという形で、他山の石活動とかヒヤリ・ハットみたいなもので、想定した学びの場というものがあります。いじめ問題については、多様化する中でたくさんのいろんな事案があると思いますので、そういったことで、会議の中で意識共有しながら取り組んでいただければと思いますので、今後とも対応よろしくお願いいたします。

続いて、201ページの、先ほど少し説明がありましたが、海外派遣事業交付金ということで、高校生がなくなって、中学生のほうの交付金を増額するというお話がありましたが、今まで高校生はなかったという実績からということだったんですが、このあたりの理由について、なぜ高校生がなかったのかという理由についてお聞かせいただければと思います。

○蔵下教育総務課長

先ほど御説明しましたとおり、高校生は今まで3名以内を要綱の定めに沿って派遣していたところですけれども、高校生につきましては、どうしても夏季の3週間の期間、参加が難しいということで、特に夏季休業中に体育とか文化両クラブとも全国大会等の大会行事が多いということがございます。それから、3週間の実施期間が夏休みに限定されているということもございます。高校生につきましては、高校独自にそういった派遣ということを行っておられる高校もあって、そういったニーズの問題もあります。そういったことの中で、高校生の場合、こちらもお願いをしてきたところでございますけれども、平成26年、27年と派遣の実績がないという状況でございます。

○田中委員

わかりました。スケジュール的なことが大きいというお話で、なくなるというのは独 自にやられているところもあるので、やむを得ないかなというところもあります。

それで、浮いたお金と言ったらおかしいんですが、それを中学生のほうに交付金をして、より中学生が参加しやすいように改善されたという部分は評価できる部分だと思いますので、このあたりもしっかり皆様にお伝えをして、ぜひ定員いっぱい活用していただけるように取り組みをお願いいたしたいと思います。

以上です。

○笹井委員

それでは、2項目ほど聞きます。

まず最初に、予算書201ページ、今の続きみたいな話ですが、海外派遣事業、今回高校生がなくなって、中学生を拡充ということですが、この派遣する中学生の選考というのはどのように行われているのでしょうか。

○蔵下教育総務課長

実施要綱に基づいて、健康状態、意欲、語学力、適応力などを踏まえ、まずは各学校 長の推薦を得て応募がございます。その応募があった後、これも要綱に定めてあるわけ ですが、選考委員会の審議を経て、教育委員会が決定していくという状況で選考しているところでございます。

○笹井委員

教育委員会の判断はそれでもいいんですけど、何かいま一つちょっと実態が見えないというか、学校長が推薦するのであれば、学校の中では大体どんな感じで選考されておるのか、その辺もちょっと分かれば教えていただきたいんですが。

○蔵下教育総務課長

学校での推薦でございますけれども、先ほど申しましたとおり、健康状態とか意欲、 語学力、学校での様子等を総合的に判断されていると聞いております。

従前は、海外派遣事業に応募される中学生が多くて、要綱上は17名程度で定めていたわけですが、20名を超えるような応募があって、学校で推薦人数を絞ってきたという経緯がありますが、近年、特に平成27年は13名と、こちらからかなりお願いをしていたわけですが、13名の応募という状況で、中学校によっては全く応募がなかったということもございます。そういった形で推薦し、教育委員会は決定してきているということです。

○笹井委員

わかりました。そうですね。もう逆に学校とか教育委員会側から声かけてないとなかなかちょっと定員まで埋まらないような感じの実態は見えました。

それで、ちょっとまたこの事業についてお聞きするんですけれども、これは、海外派遣することによって、学校とか地域、市への効果というのはどのようなものが上げられますでしょうか。

○蔵下教育総務課長

海外派遣事業の光市への効果ということでございますけれども、派遣した生徒は、帰国後、帰国報告会、教育フォーラムでの発表、各学校における文化祭等の行事の際に発表会を開催するなど、海外派遣の成果を多くの生徒へ情報伝達するなど、他の生徒へ異文化に対する情報共有であるとか理解の促進に一定の効果があったと考えております。この事業目的であります市内在住の生徒が、語学と幅広い知識を身につけ、国際感覚の育成に一定の成果があったものと考えております。

○笹井委員

わかりました。そうですね。中学生が行って帰って、文化祭なんかで発表があれば、 父兄も含めてそういうのが感じれるのかなと思います。

短期的にそうですけど、やっぱりこれ人材育成、最終的には市の予算ですから、市への何かしらの波及効果みたいものがある程度やっぱり見えないといけないと思うんです。これちょっと聞くんですが、過去この海外派遣に出た中高生のその後どうなったか、そして、今現在、地元におられるのかどうか、そういうのは何かわかるのでしょうか。

○蔵下教育総務課長

過去の海外派遣者の地元定着率というようなことであろうと思いますけれども、本事業は、平成元年からスタートした伝統ある事業でございます。派遣者については、過去より名簿は備えておりますが、派遣後の生徒の補足は個人情報にもつながってくるというおそれもありますし、その後の補足は困難な状況にあり、派遣者の地元定着率といいますか、地元定着者は把握できていない状況にございます。

○笹井委員

中高生のときに、光市の事業で外国に行って、英語が得意になって、それで、その後 就職で光市内外にかかわらず、やっぱり活躍されておる方というのはおられると思うんです。そういうのを何かやっぱり、Uターンで帰ってくれば、光市でまたそれを生かしてもらう。あるいは外におられても、教育のシンポジウムとかのパネラーとか講師とかでお願いするというようなことは、私はやってしかりと、そういうとこまでないと、やっぱり市の交付金を使って出した成果というのを市民が実感できないと思います。全員の把握をする必要はないし、これもちょっと個人情報法上問題があるかなと思いますが、やっぱりパネラーでいい人がいないかなというようなときに、そういうところから、教育委員会内でインターネット検索するだけであれば、別に個人情報に引っかからないと思います。そういう方で広く活動されている方があれば、また、光市からいろいろお願いもできると思いますので、ぜひそういったところが、今恐らく把握はされてないということですけど、そういうことが、教育委員会内でできやすいような取り組みをお願いしたいと思います。これは要望にしておきます。

次、ちょっと項目が変わりますが、予算説明資料33ページの一番上に、光市学校の将来のあり方検討会議というのがあります。さっきの予算説明にもあったところですけれども、この33ページでは、構想の取りまとめを行うということなんですけれども、具体的にどういう構想なのか、何を検討するのかもうちょっとわかりやすくちょっとまずは御説明お願いします。

○蔵下教育総務課長

これは、予算書でいけば199ページに講師謝金等と、費用弁償で計上しているところでございますけれども、教育開発研究所内に設置した光市立学校の将来のあり方検討プロジェクトにおいて、これまで本市が取り組んできましたコミュニティ・スクール、学校間、校種間連携の取り組みの成果などを踏まえまして、光市立学校の将来のあり方について、基本的な考え方を取りまとめているところでございます。

このプロジェクトの検討結果をもとに、新年度検討会議を設置して、有識者からなる 委員の皆様から幅広く意見をいただいて、子供たちにとって魅力のある学校という視点、 適正規模、適正配置、あるいは教育環境の充実、教育力の維持向上という観点から、光 市立学校の将来のあり方についての構想を策定していく予定にしているところでござい ます。

○笹井委員

今の回答の中で適正規模、適正配置という言葉がありましたんで、私の知っている言葉でいうと、統廃合についても検討対象になっておるのかなというふうに理解いたします。

それで、一応このメンバーの予定のされている構成について教えてください。先ほども、学識経験者という話がありました。具体的にどこら辺のどういう方を考えておられるのか、その辺もちょっと構成について教えてください。

○蔵下教育総務課長

この検討会議における構成でありますけれども、この構成については、今後、新年度になって具体的な検討していくことになると思いますが、現状では、光市立学校の将来のあり方ということになりますから、学校は、さまざまな方々が関係してきているということで、各界各層のさまざまな方の中から委員をお願いして、幅広い御意見をお願いしたいと考えております。

○笹井委員

ちょっと各界各層というと、広過ぎてどこまで入ってしまうのかなという感じなんですけど、ちょっと具体的に聞きますけど、例えば、PTAの役員の方とか、あるいは地域のコミュニティーの役員の方とか、そういう地元の方を入れることを考えておるのかおらないのか、ちょっとその辺をお聞きしてみたいと思います。

○蔵下教育総務課長

今後検討していくということもありますので、この場で具体的なお話はできませんが、 委員さんおっしゃられたような、学校の関係者、地域の方も想定しているところでございます。

○笹井委員

ちょっとその辺が見えなくて、私は別にPTAを入れるべきという考えで言っとるわけじゃないんですけれども、結局、割と学校の詳しい方で集まって、今後の方針を出す会議なのか、それとも、地域の人も集まって、うちの地域でというような事例も交えながら、喧々諤々やる会議なのか、そこら辺がちょっと今段階でちょっとまだ見えないという感じがいたします。私がちょっと抱えている問題が問題なだけに、適正、統廃合まで含むんであれば、私は調査とデータ的なもの、あるいは法令的なものも含めて、そういう専門家の集まりになったほうがいいのかなと思いつつも、そこはちょっと教育委員会さんの考えにお任せしたいとは思いますが、それがちょっと今まだ見えなくて会議だけやるというのであれば、今段階でそれで今後進むのかなというのはちょっと疑問持ってます。

それで、ちょっとまたお聞きしますけど、これ検討会議を開催するわけですが、これ

の検討会議の結果を出す時期、いつまでにどういったものをまとめるのか、その辺については計画は立っておりますでしょうか。

○蔵下教育総務課長

将来の学校像という学校の根幹にかかわるような重要な課題でございます。幅広く、また、慎重に協議を進めていくということが必要であると考えておりまして、そういった中で取りまとめをしていくことを考えておりますので、いつまでに構想を取りまとめるかは、協議の進捗状況もありますので、この場ではお示しはできない状況でございます。

○笹井委員

これも1年とか2年とか、もう周期を定めないと、もう実態、現場はもう先に進んでおるわけなんです。今現在、光市でも複式の学校が2つありますし、一つは、もう丸々1学年ゼロ人という、そういう学校もあるわけです。

他部局の例を引き合いに出して申しわけないんですけど、市立幼稚園などは、部局は検討すると言っときながら、結局、実態的に先に休止が来てしまったという例もあります。私は、学校についても、実態が先に休止とか何かなる前に、きちんと市として方針を出して、それを見た上で、地域や保護者が議論していくべきだというふうに考えております。検討会議を設立に当たっては、いつまでにどういう方針で何を出すのかというきちんと周期設定をした上で取り組んでいただくことを、ちょっと要望して終わります。

○西村委員

ちょっと1点御要望したいと思います。201ページの海外派遣の件なんですが、残念なことに余り人気がなくなってきてるというその中には、親御さんから、いわゆる旅費出してもらっても、ほかにも経費がかかるというので、余裕がないというようなお声をよく私たちは小耳にします。

今朝、あさの連続テレビドラマを見たら、成澤泉さんという方が一生懸命女子の大学 をつくるというので寄附を集めていらっしゃる姿が放映されてました。

それで、高校生はいろんな事情があってなかなか参加できないんでしょうが、ふるさと納税何かをもっと具体的に、こういうことに使えますよということで、こういう海外派遣の方にお支度金といいますか、準備金といいますか、そういうものをもう少し手厚くして、私も行きたい、僕も行ってみたいというような状況を考えていただきたいなと。今日は市長さんもいらっしゃいますんで、市長の耳に届くように、市長さんもこの海外派遣はとっても御興味もあると思いますし、推進されていらっしゃるというのはよく理解しておりますので、ぜひそういうことも検討して、大体これ1人40万円ぐらいの感じなんでしょうか。だけど、もう少し厚みを上げていただいたらということで、答えは要りません。御要望ということでよろしくお願いします。

○森重委員

1つだけちょっと要望になるかもしれませんけども、光市の教育ということで、県の委託事業をたくさん受けておられるわけですけども、ある意味、選ばれているという、そういう実態もあるわけです。そのあたりが、今回の新たな予算の中で、予算といいますか、事業の中で、やはり、先行委員も言いましたように、光市立学校の将来のあり方検討委員会、ここを非常に大きなところだと思います。時代背景、人口ビジョン等も出ましたし、また、そういう中で、今後、ここではやっぱり、一つは、私たちが議員として捉えましたら、やはり適正配置とかというふうな、公共施設、行政改革というふうな視点もちょっと含めてしまうからごちゃごちゃするんですけども、あくまで教育の立場からですと、やはり、今後の光の教育をどのように考えていくのか、光市はどのような特性を出していくのかというふうなやっぱり構想だと思います。

今いろいろな県事業、加配とか、コンダクターとかコミュニティ・スクール関係、非常にやはり先進地としてたくさんのことを取り組まれており、そういうものが、今後のあるべき学校にかかわる構想というものに、ぜひ生かされていくんだろうなというふうに思っております。そのあたりのお考えが、少し今後総合的にそういうものを、こういうあり方検討会の中で、光市の教育を充実させるためにどのようにというふうな思い、構想を難しいですけども、お聞きしたいというふうに思います。これは総合的に一つ象徴的なことかなというふうにも考えるわけですけども。

○蔵下教育総務課長

確かにこの検討会議、新年度に設置してということになるわけですけれども、先ほども申しましたが、子供たちにとって魅力ある学校という視点が一番大切であろうと考えています。ですから、教育環境の充実、あるいは教育力の維持向上というところが一番中心になってくるのではないかと考えています。

ただ、先ほどからも話があったように、少子高齢化とか、あるいはグローバル化の急激な進行という動き、社会や子供の状況が大きく変化している中で、国も教育改革ということで、公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引きを、平成27年1月に出しております。それから、本年4月から制度化されます小中一貫教育を行う新たな学校種の制度化、いわゆる義務教育学校の制度化。もう一つは、地方創生の動きもありまして、市もまち・ひと・しごと創生総合戦略ということで進めてきていますが、その中でも、国も、学校を核として、学校と地域が連携、協働した取り組みや地域資源を生かした教育活動を進めるということも言っておりますから、国の教育改革、あるいは地方創生の動きも十分踏まえて検討していくことになると考えているところでございます。

○森重委員

そうですね。今までのいろんな流れといいますか、感じまして、やはり、連携、協働教育、広くは地域も含めて、コミュニティ・スクール、そういうふうなものを含めて、中1ギャップとか、小1プロブレム、そういうふうなものを滑らかにつないでいくという教育を教育長さんいつもおっしゃるんですが、予算月でもありますので、教育長さん

の思いが何か総合的にありましたらお聞かせください、スタートですから。

○能美教育長

教育総務課長がお答えをした内容のとおりですが、光市の学校の将来のあり方、この基本的な考え方は、先ほどから出ております、一つには、少子化の流れ、これは、光市も全く同様ですので、適正規模、適正配置、この視点から議論をしていくということがあります。ただ、子どもの数だけでの議論だけではなくて、今委員もおっしゃいましたように、これまで光市教育が進めてきた、連携、協働の視点からの取組みの成果、そうしたことも踏まえながら、今後の光市の教育力の維持向上という観点、これを踏まえて議論をしていくことが非常に大事だと思っています。

それから、これは笹井委員さんもおっしゃったのですが、教育委員会としての考え方はできるだけ早いうちに持つべきだとは思っていますが、その教育委員会の考え方はそれぞれの学校ごとに具体的にどうするかではなくて、光市全体の学校をどう考えるのかという一定の考え方、構想を持った上で各地域の皆さんとしっかり議論を進めていく、そうした丁寧な進め方が小中学校の場合は必要ではないかと思っています。

以上であります。

○森重委員

ありがとうございました。本当に今後適正配置云々というふうな話が現場におりていきますと、また、これはいろんなまた問題も、地域住民のいろんな感覚、感情もありますので難しいんですが、そういうときに、やはり、光市全体の教育のあり方というか、目指すものが明確であれば、やはり、市民の側も時代背景もわかっております。そのあたりが納得できる方向で教育というものを考えていけるということが、そういうものを示していけるということが、とても重要なことになってくると思いますので、ぜひそういう最良なお取り組みをよろしくお願いいたしまして、以上で終わります。

○四浦委員

私のほうは1点だけなんですが、予算書の201ページ上段、203ページの同じく上段にコミュニティ・スクールをうたってますし、予算説明資料の中にも33ページに、中ごろにコミュニティ・スクール、コンダクター活用事業だとかいうふうなものがうたわれております。地域と連携するという点で非常に大事なテーマだろうと思いますが、学校間で大分取り組みに格差も、違いもあるようですけども、現在の到達点がどういうところになっているか、進んだ面と、それから、今後の課題というふうな点で教えていただければと思います。

○弘実学校教育課主幹

コミュニティ・スクールの推進につきましては、本市の連携、協働の柱の一つである 重要な取り組みであります。早くに文部科学省の指定を受けて取り組みました浅江中学 校、それから、昨年度から指定を受けました小学校ということで、学校ごとにそれぞれ 状況は異なっておりますけれども、今、本市として進めておりますのは、中学校区を一つの単位としまして、先ほどもありましたけれども、子供たちの滑らかな接続、学びと育ちを滑らかにつないでいくという観点から、なるべく小中合同での学校運営協議会、その中でしっかり15歳の子供像を把握して、地域と一緒に子供たちを育てていくことができないかということで、これを、今一番力を入れて推進しているところでございます。実際に、室積小中学校の校区では、構成委員の中に小中それぞれの保護者を入れて行うなど、スタートの段階からそのような取り組みを始めているところもございますし、光井小中学校区では、全ての学校運営協議会を小中合同で開催し、その後に小学校部会、

浅江小中学校につきましても、今年度2回ほど合同で運営協議会を開催することができました。大和中学校区、島田中学校区につきましては、4つの小学校と1つの中学校ということで、先に申しました1つの小学校、1つの中学校で構成している3つの中学校区よりは、合同で会議を進めるというのが、非常に難しい状況ではございます。

中学校部会で分かれて行うという形をとっております。

しかし、大和中学校区におきましては、委員さんの代表者を中心に合同の会議のあり 方を検討しているほか、島田中学校でも、今年度は開催ができませんでしたけれども、 来年度は合同開催を行うことによって、子供たちのよりよい教育の質の向上につがなる ように情報交換をしながら、格差を縮めていけるような取り組みができればと考えてい るところでございます。

以上です。

○四浦委員

もうちょっと中身に入り込んだお答えがいただけるのかと思って期待したんですが、 どうも期待外れでありまして、ちょっとよくわからないような面があります。

実は、浅江小学校で、ことし1月に、毎年やっているんですね。火おこし体験というのをやって、ちょうど社会科の授業について、燃える火について学ぶ時期の児童がそういうものに参加し、ボランティアが30数名参加して、なかなかのボリュームですが、生徒6人が一組になるという形で、そういうものが取り組まれました。こんな児童の感想文ちょっと紹介しますと、先日、餅の焼き方などを教えてくださってありがとうございます。あの後、雪も降ってきて、もっと寒くなってきたなと思います。七輪を使っていると温かくなって、炭の火ってすごいんだなと思いました。七論は今のコンロよりも手間がかかり、昔の人は大変だったんだなと思いました。昔のものを余り見る機会がないので、火おこし体験はとても勉強になりました。風邪などに気をつけてください。浅江小学校の3年生というふうな感想、幾つも届いておるわけなんですが、一つちょっとめり込んでお尋ねをしたいと思いますが、県が毎年コミュニティ・スクール、コーディネーター養成講座というものを開いておりますが、この養成講座に光市が、最近の例でどういうふうにかかわっておられるか、このことをお尋ねしたいと思います。

○委員長

事業別にやっておりますが、関連は、社会教育に関連しますか。ちょっと待ってくだ

さいね。事業別でいっていますので、四浦委員どうしましょうか。社会関連の今質疑になっておりますので、関連してますので、じゃあ答えられる範囲でいきましょうか。やめましょう。事業別いきましょうか。四浦委員、後ほどに、予算にかかわってもありませんし。

○四浦委員

私は、コミュニティ・スクールの推進に当たってという、かかわってというふうで質問しているんですけどね。

○委員長

わかりました。

○弘実学校教育課主幹

山口県のコミュニティ・スクールにつきましては、やまぐち型地域連携教育事業で、全国の中でも特色のある取り組みを進めているところでございます。学校運営協議会ということで、学校の企画運営をするその学校に置かれる組織と、地域で学校を支える地域協育ネット、これは社会教育の分野なんですけれども、それを一体となって進めていこうという取り組みをしております。

委員が今お尋ねになりましたコーディネーターにつきましては、その地域協育ネットに取り組んでいる山口県が、文部科学省の学校支援本部事業を使ってそれぞれのコーディネーターを各中学校区に配置して、新たなコーディネーターの資質向上を図る研修会等を行っているところでございます。

○四浦委員

いやいや、だから、それに光市としてどういうふうにかかわっておられますかという質問なんですけど。

・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

○林委員

203ページの光地区英語教育研究事業のところで、地域英語教育研究事業交付金というので、先ほども県の委託金ということで御説明いただきましたけど、これも、国も県も子供たちへの国際力をということの考えで、大変ありがいたい事業でありますけれど、学校名も今、室積小中、光高ですか、お示しいただきましたけれど、いま一度具体的にこの事業のことを御説明いただければと思います。

○弘実学校教育課主幹

本事業は、文部科学省が行っておりますグローバル化に対応した英語教育開発実施計画に基づいて行われるものでございます。現在、小学校では、五、六年で外国後活動が

行われているところですけれども、これを小学校の三、四年生が外国語活動、五、六年生は、教科の英語として実施したいということを文部科学省のほうが考えております。 そのための新しい学習指導要領は、平成32年度に示される予定になっております。その 実施に向けまして、今、行っております五、六年の外国語活動をどのような教科英語の 学習として取り組んでいくのか、今行っていない三、四年生でどのような外国語活動を 取り入れていくといいのか、そういうことを、小学校では中心に研究することになろうかと思います。

中学校のほうでは、既に小学校で英語の学習が始まりますので、今より内容が高度化したもの、既に小学校で行った学習を踏まえてそれに積み重ねていく中学校の英語の学習が考えられますし、当然、中学校が高度化しますので、高校の英語教育についても、それに応じて高度化した内容を考えていかないといけなくなります。そのようなことを研究し、実証的な資料を得るために、取り組んでいるのが本事業でございます。1年目は具体的にどのような活動ができるかということを中心に取り組んできたわけですが、2年目は、それをどう評価していくか、ここまでできていると目標が達成できるという姿を一つ一つ明らかにしながら、新しい学習指導要領の編成に向けて参考となる資料の提供を文部科学省にするという形になっているとこでございます。

概要は以上でございます。

○林委員

今、概要をお示しいただきましたけど、これも、今、県のほうがこういうふうに金額的にお示しいただき、今年で2年目ですか、1年目が具体的にということで、2年目はこういうふうなこともお示しいただきました。この2年目をそういうふうに、今金額も上がっておりますので、例えば、少し単純な考えでいれば、そういう言葉じゃなく、実効力がある取り組みであると私も認識し、もちろん子供たちがそういうふうに今高度化していくということもお示しいただきました。例えば、英語教師とかを配置される、それか、そういうふうなところへお力を入れていくというふうに私たち考えたんでよろしいんでしょうか。どういうふうに捉えたらいいんでしょう。

○弘実学校教育課主幹

現在、ネイティブの英語の指導助手につきましては、市の事業におきましても配置されているところですけれども、それは、五、六年生の外国語活動を想定した配置になっております。他の学校では行うことはできませんが、この指定を受けておりますので、三、四年生でも外国語活動を行うことができます。それに対応するAET(アシスタント・イングリッシュ・ティーチャー)として、ネイティブの方を雇用するために人件費として多くの予算を充てているところでございます。

それと、先ほど評価についてお話させていただきましたが、これからは、英語が話せる、英語でやり取りができる子供たちを育てていこうということが目標となります。具体的にこういう状態で会話のやりとりができていれば、目標は達成されているというのは、文書ではなかなかわかりにくいものです。 i Podのようなタブレットを利用しま

して、目標とする実際の会話の姿を画像として共有することで、子供たちもこのレベルまでできるといいんだよということを具体的に把握することができますし、今までの指導の経験のない小学校の先生方も、ベンチマークと呼ばれていますが、こういう形が目指している姿なんだというのを、確認することができます。目標とする姿をわかりやすく示すことができるツールということで、iPodのようなタブレットを買うために、多くの予算を上げさせていただいているところです。

○林委員

ありがとうございました。詳細にわたって御説明いただいたので、わかりましたけれ ど、来年ももう一年継続されると思いますので、この機会を得て、世界に羽ばたける子 供たちをしっかりと育てていただきたいなとお願いして終わります。

○田中委員

済みません。1件説明をいただきたいのが、201ページの先ほどちょっと四浦委員のほうも言いましたが、コミュニティ・スクール推進事業交付金ということで、予算説明資料の33ページに少し紹介が書かれているんですが、新しい学校運営組織を設置とか、コミュニティ・スクール研究協議会を開催と書かれておりますが、このあたりの少し詳細説明、何か変わるのかお聞かせいただければと思います。

○弘実学校教育課主幹

コミュニティ・スクールの組織につきましては、先ほどもお話させていただきましたように、基本的には学校単位で学校運営協議会を設置するということになっておりますけれども、子供たちのつながる9年間の学びと育ちを滑らかに接続しようということで、小中合同での開催を進めていこうということが従来の取組とは変わった形になっているかと思います。

○田中委員

もう一つ、コミュニティ・スクール研究協議会というものはどういったものなのでしょうか。

○弘実学校教育課主幹

これにつきましては、年度の始めに光市が考えているコミュニティ・スクールの取り組みについて、全ての学校、それから、学校運営協議会の代表の方にお集りいただきまして、共通理解を図るという会を設けまして、その中で、各学校の情報交換を行うなどコミュニティ・スクールの運営の質を高めていくための協議を行っております。

途中に学校別に部会を設けることもありますが、基本的に年度末にその年度の取り組みについて振り返り、進んでいる事例につきましては、その他の学校でどのような形で取り入れることができるかということを検討するとともに、来年度、どのような形でコミュニティ・スクールを進めていくかということを話し合う会を設けております。

○田中委員

わかりました。ありがとうございます。先ほども小中合同の学校運営協議会に力を入れて連続性をというお話がありました。今も、連続性、つながりを持ってやっているところなんですが、基本的にはコミュニティ・スクールは各学校に任せて、それらの声を聞きながら立ち上げてやっていくという部分があったんですけど、小中連携という部分で考えると、小学校の部分で何をして、そして、中学校の部分で何をしてという、その成長との連携した大まかな流れをやっぱり共通認識することが大事だと思っております。それで、今、コミュニティ・スクールをやっていく中で、その認識が少し市からの情報というか、認識が甘いような気がしてて、ただ一緒につながって共通で取り組めれるところがあればいいんだという感じになっているところも少し感じておりますので、成長に合った連続性をぜひ市のほうからも、コーディネーターのほうからも示していただいて、発達段階に応じた連携というものを意識的に行っていただければと思います。これはちょっと要望でお願いいたします。

○森重委員

じゃあ、ちょっともう一点済みません。コミュニティ・スクールコンダクター活用事業についてお伺いいたします。

予算書等にもありますし、概要のほうも48ページを見ておりますけども、光市が小中全校指定校にコミュニティ・スクール指定校を導入されまして、平準化を図ったり、さまざまなコンダクターさんが動きをされているというふうに思います。2年目を迎えまして、1年目、2年目にどのような活動をされて、どのような効果が出てきて、成果が上がっているのか、そういうようなことをちょっと詳しくお聞きできたらと思います。

○弘実学校教育課主幹

このコンダクターの配置につきましては、やまぐち型地域連携教育強化事業ということで、県が県内の13市にこのコンダクターを配置するという形になっております。コンダクターにつきましては、コミュニティ・スクールに対してその理解の深い方、指導の能力のある方ということで、各市単位でお願いしているところです。本市におきましては、光市で最初にコミュニティ・スクールを浅江中で立ち上げられました木本元校長先生にコンダクターをお願いしているところです。

まず、コミュニティ・スクールを推進していくためには、校長先生のリーダーシップが非常に大事だということで、校長先生にもいろいろな指導、助言ができる方として適任ではないかなと考えております。コンダクターには各小中学校で行われる学校運営協議会、多いところですと、年に5回、6回行うところもあるのですが、日にちが重なったときには行くことはできませんけれども、基本的にその全てに御参加いただいて、その中で、指導、助言等求められたら、それにお答えするという形で参加しております。

学校運営協議会には教育委員会からも指導主事が必ず一緒に参加しておりますので、 コンダクターが行かれないところも、教育委員会からは必ず誰かが参加しております。 多くの学校は、夜間 6 時とか 7 時とかから始まりますが、コンダクターには少なくとも、 年間五、六十回は参加していただいている状況でございます。

具体的に、先進事例等もいろいろ研究しておられるので、新たにこういった事業に取り組みたいんだけれどもどうだろうかという相談もできます。今は、立ち上げたばかりでどこの学校も一生懸命いろんな事業に地域の方と連携して取り組んでいますが、あんまり無理してたくさんやり過ぎると、継続していくのが難しいので、本当に必要で効果があるものをしっかり見きわめていこうとか、そういった助言をいただきながら、無理なく、しかも、子供たちにとって効果のあるコミュニティ・スクールを続けていこうということで、コンダクターとしての活動に取り組んでいるところでございます。

○森重委員

ありがとうございました。コンダクターさんの存在は大きいと思いますので、今後と もよろしくお願いいたします。

これは、コンダクターさんの件の事業は、これは期限があるんですか。

○弘実学校教育課主幹

現在のところ、3年間というふうに伺っておりますので、今年度、来年度、再来年度 の3年間は継続されるのではないかというふうに考えております。

○森重委員

ちょっと私も認識不足なんですが、先だって、県知事さんが視察に来られたという事 案はこのことなんですか。それをちょっと確認させてください。

○弘実学校教育課主幹

コンダクター事業だけではなくて、コミュニティ・スクールの取り組み全般を浅江中 学校に見にこられたということで、コンダクターも地域のいろんな方も生徒の取り組み も含めまして、その活動を見てもらったという状況でございます。

○森重委員

ありがとうございました。終わります。

〇大田委員

済みません。197ページ、教育委員報酬と指導主事給与費が上がっているんです。これは、多分学校方針についていろいろ教育委員会と指導主事がやられると思うんですが、今話題になっている府中中学ですか広島の、進学指導で自殺問題になったんですが、これで推薦に当たる最低基準とかいうのが、教育委員会のほうで共通の認識を持っておられるのか、それとも、学校別で持っておられるのか、ちょっとお聞きしたいんですが。

○弘実学校教育課主幹

高校の推薦入試制度につきましては、どのような生徒を推薦の対象とするかにつきましては、各学校ごとに高校のほうが示しているところでございます。各中学校におきましては、校内に推薦委員会に当たるものを立ち上げまして、それぞれ学校単位での推薦となりますので、学校ごとにいろいろな基準が設定されているとこでございます。

ただ、光市におきましては、同じ市内で大きくその基準がずれますと、理解が得られない場合も考えられますので、おおよその基準につきましては、校長会等で共通理解を図っているとこでございます。

○大田委員

ということは、教育委員会とか指導主事のほうで、ある程度の基準を決めてじゃなくて、各学校が校長会でいろいろ話し合って、ある程度の基準を決めて進んでおられるというふうに理解でよろしうございますか。

○弘実学校教育課主幹

基本は、各学校で、共通にしておくべきところは、共通理解という形で進んでおろうかと思います。

○大田委員

理解しました。

説 明:教育総務課長 ~別紙説明書のとおり

○笹井委員

それでは、3項目お聞きします。最初に、予算書の203ページ、下から3行目にプールに整備委託料というのがあるんで、ここで聞くんですが、他市の事例でプール栓を閉め忘れて、教職員が出てしまった水道代を個人負担したという事例があったんで、この関係でちょっと光市の対応を聞くんですが、プールの栓の管理はどうなっているのでしょうか。そして、閉め忘れて水がじゃぶじゃぶ出たら、これは他市の事例のように、教職員が自腹での対応になるのでしょうか。

○蔵下教育総務課長

プール栓の管理は、体育主任や教頭等の管理職で管理をしております。委員申される そういう事案が全国では発生しておるようですけれども、閉め忘れたら教職員が自腹で の対応になるのかということでございますけれども、全国的には、全額自己弁済した例、 半額を負担した例、全額公費負担した例などさまざまであると聞いています。自腹で対 応するかどうかということについては、個々の状況判断でありますとか、他市の事例、 法務相談、予算状況など総合的に判断する必要がありますので、この場ではと御回答で きかねる状況でございます。

○笹井委員

わかりました。私も基本はこれは公務中の事件は、基本的に公費負担だと思うんです。 ただ、細かく見ていくと、責任がどうなのかというところであって、レアケースだと思 うんですけれども、ちょっとそういう事件が最近随分あって、教職員の個人負担を求め られた例があるということがありますので、ちょっと一応確認をさせていただきました。 それで、じゃあ、ちょっと次の項目にまいります。

207ページに就学援助事業があります。小学校費だけじゃなくて、中学校費でも同じのがあるんであわせて聞くんですが、先ほどの説明では一定水準以下という説明でした。じゃあどういうふうな規定、一定の水準とは何なのか、どういう規定でされているのでしょうか。

○蔵下教育総務課長

就学援助の基準でございますけれども、就学援助制度は学校教育法の規定に基づいて、 市の学校児童生徒就学援助規則や、実施規程等により実施してきているところでござい ます。本市での対象者は、適用範囲として、準要保護等の児童生徒として規則に規定し ておりますし、生活保護基準と年間所得の比較において、生活保護基準の1.3倍未満を 対象としているところでございます。

○笹井委員

わかりました。生活保護の1.3倍ということですけど、これを他市と比較すると、高いんでしょうか、低いんでしょうか。まずそこを聞きます。

○蔵下教育総務課長

1.3倍未満でありますが、全国的には例えば1.1倍以下であるとか、1.5倍を超えとかさまざまでありますが、周辺市で比較してみますと、生活保護基準の1.3倍という市がほとんどでございます。

○笹井委員

じゃあこれ実際対象者は給付者というんですか、実際に受けている人というのは、市 内の保護者のうち何名、全体でいうと何%ぐらいの見込みで運営されておるんでしょう か。

○蔵下教育総務課長

対象者ということで、新年度の予算で申しますと、小学校で約760人、中学校で約440 人を予算計上しており、全児童生徒数の30%弱を見込んでいるとこでございます。

○笹井委員

これ小学校だけで予算上5,300万円、中学校で4,700万円ですから、足して1億円という結構な金額でございます。今、市内の保護者の30%、3人に1人と言ってもいいです

けど、それが、この対象となって実際に適用を受ける見込みということです。私も果たしてそんなに就学援助を受けなければいけない世帯が光市に多いのかなというのがちょっと疑問なんで、その辺で今聞いておるんですけれども、まず、制度的には、これは生活保護の1.3倍というのは、保護者は自分でそれがわかるのか、それとも申請してみて判断して、それで初めてわかるんでしょうか。そこら辺の手続についてちょっと教えてください。

○蔵下教育総務課長

基準につきましては、前年度の所得との比較になりますので、その所得が合致しているかどうかは、申請をされてからでないとわかりません。

○笹井委員

申請されてからでないとわかんないということですと、所得が非常に高い、まず大丈夫だろうという人は申請しないとは思われますけれども、どうかわからない。1回申請してみようという人は申請して、それで適用になります、なりませんという判断があるということなんですけど、その辺の認定率みたいなものは数字はわかりますでしょうか。申請して、何割の人が申請して、何割の人は基準外だから申請できなかったという。

○蔵下教育総務課長

申請いただいている中で、不認定率を申しますと、認定者の中で約14%が認定外となっております。

○笹井委員

わかりました。所得が生活保護の1.3かどうかなんていうのは、自分で考えても、そんなものはちょっと自分じゃわからんなということで、とりあえずその対象あたりの方は申請されるのかなと思うんですけれども、ただ、これ聞くと、他市よりもやっぱり実際の適用のパーセントが多いという話を聞いております。その辺の実際に給付をされておる人が、光市はさっき30%ということでしたけど、これは他市と比べてどうなのか、その辺の数字は比較できるものは把握されておるでしょうか。

○蔵下教育総務課長

約30%程度と申しましたが、平成26年度の決算ベースでいきますと、小中学校合わせまして28.66%となっています。他市と比較いたしますと、光市は率としましても、県内で上位に位置していると把握しております。

○笹井委員

じゃあちょっとその辺、もうちょっとさらに突っ込んでおきます。さっき、生活保護の1.3倍という基準は大体他市と同じであるという説明でしたが、ただ、実際の認定者は他市より多いんだということになると、ちょっとその辺、また、もうちょっと小さい

ところで、他市と比べて光市が枠が広がっておる部分があるんじゃないかと思うんですけれども、そこは何か教育委員会として、ここが違いますよというとこは把握されてますでしょうか。

○蔵下教育総務課長

認定基準自体は、それぞれの市町で決定することになっておりますので、市町によって差異が出ています。こちらが把握している県下の状況を見ますと、さまざまな形で決定しておられますが、本市との比較でいけば、所得を把握するのに、社会保険料等控除の有無の違いがあるかという形で理解しているところでございます。

○笹井委員

役所が認定するに当たっては、当然何かしらの基準に基づいた認定をされておると思いますが、今回の就学援助の基準については、それは、規則とか要綱とかいうものがきちんと定まっているのでしょうか。そして、そういう基準というのは、きちんと要綱をホームページに掲載するとか、外部から見える状態になっているのでしょうか。

○蔵下教育総務課長

この就学援助制度につきましては、光市学校児童生徒就学援助規則、光市学校児童生徒就学援助規則実施規程等の中で実施している事業であり、規則の中には、適用範囲、援助の種類、給付の額、認定等が記載されておりますし、実施規程には申請様式の定めがあります。具体的な細かい基準につきましては、規則、規定上の項目に必要な事項は別に定めるという項目がございまして、別に定めているという状況でございます。

○笹井委員

私もあらかじめちょっと調べてきましたので、大体私の認識したとおりの状況かなとは思っておるんです。やっぱり結果的に30%という市内全体の世帯が、それだけ就学援助を受けておるということで、政策的に市として、医療費無料化なんかがわかりやすい例ですけど、何年生まで無料化するとか、そういう医療費については子供に優しくするんだという政策があった上で、そういう制度が立案されて、それで対象者が増えているというんなら、別にそれはそれで問題ないと思うんですけれど。別に就学援助について、よそより幅を広げますよというふうなことは、私はちょっと聞いたことがないのに、結果的に数字的には広がっておると、そこら辺、今までこの就学援助が30%になっとるというのはどうなんですか。これ市の政策的にそこまで広げておるのか、それとも、今の規定でいうと結果的に30%になったのか、この辺ちょっと答えられますか。

○蔵下教育総務課長

就学援助制度について申し上げたいと思いますが、先ほども申したとおり、学校教育 法の規定に基づいて実施している事業であり、まさにこの事業は経済的理由によって就 学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、市町村は必要な援助を与えなけれ ばならないと法律で明記をされているところでございます。

そういったことの中で事業は推進しておりますが、現在の第2次光市行革大綱実施計画の中には、支給基準等の見直しを検討するとうたっておりますので、教育委員会とすれば、適正水準を踏まえつつ、必要な就学支援の実施をしていきたいと考えているところでございます。

○笹井委員

わかりました。行革大綱の中で見直しを検討するですかというふうに上げられておる んであれば、その進捗状況を私としてもじっくり見守っていきたいと思います。

次の項目ですが、予算説明資料の58ページに小学校の将来推計があります。60ページから中学校の将来推計があるわけですが、まず、小学校のほうで見ますと、58ページの一番下ですけれども、これこの段階で平成29年度の1年生、室積小学校が32人1クラスで、光井小学校が35人1クラスになると、室小と光井小の新入生が1クラスになるわけですが、これに対して、学校現場としてはどのような影響が見込まれているでしょうか。

○弘実学校教育課主幹

小学校は学級担任制で行っておりますので、学級が減ることによって、担任の先生が減少するというような状況が起こってくることになります。また、1クラスになりますので、従来行われていたクラスがえが行われなくなる状況が生まれてくると考えられます。

○笹井委員

そうなんですね。ちょっと中学校のほうにいきます。説明参考資料60ページには、ここにはちょっと61ページにあります平成31年度に大和中学校が1クラスになるということです。あと、さっきの小学校から推計すると、平成35年度には室積中学校も1クラスになるということが十分見込まれるわけですけれども、6年生が卒業しますので、そうすると、中学校の学校現場としては、これ1クラス化によってどのような影響が見込まれるでしょうか。

○弘実学校教育課主幹

中学校の場合は、教科担任制になっておりますので、学級数によって先生の数が決定されるようになります。当然、中学校の1週間当たりの授業時間数は異なりますので、少ない時数の教科、あるいは多い教科というのがありますので、その中で限られたその学級数に対応した教員数なので、どの教科の先生を何人配置するかということを検証する必要がございます。

学級規模が小さくなってまいりますと、当然、全教科の先生をもれなく配置するというのが難しくなるような状況が起こることは予想されるとこでございます。

また、中学校の場合は、部活動を行っておりますけれども、生徒の数が減るということはそれぞれ所属する部活の人数も減ってきますので、例えば、チーム競技のような場

合には、1 チームを構成する人数が集まらないとか、さまざまな状況が考えられますので、部活動についても、再編成するような必要が生まれてくるのではないかということが予想されます。

○笹井委員

わかりました。今、参考資料の61ページにありますように、31年度に大和がついに1クラスになるということで、さきの項目でもありましたあり方検討会議については、私はここら辺がまず一つのきちんと方針を出して何か対応しなきゃいけない一つの一里塚というか、山というか、そういうところになるんではないかなと考えております。これは、あくまでも数字上データですけど、実際に今教科担任がつかなくなる科目が出てくるということで、じゃあそういうことも織り込んで、あり方検討会で周期を定めて方針を出していただきたいと思います。

終わります。

・・・・・・・・・・・・ は 憩・・・・・・・・・・・

説 明:文化・社会教育課長 ~別紙説明書のとおり

質 疑

○笹井委員

では、1項目、219ページ、中段に勤労青少年ホーム管理事業があります。このことについては、本会議で同僚議員が質問をしましたし、今の説明の中でも廃止に向けて28年度は理解を求める説明会を行うというとこまでは聞いておるわけですが、その上でお聞きします。では廃止の時期はいつごろか、もうそういうのが決まっておるのかお答えください。

○森田文化・社会教育課長兼人権教育課長

勤労青少年ホームについてですが、先ほど少し説明いたしましたが、本会議において答弁がありましたように、来年度は廃止に向けての説明会を予定しておるとこでございます。来年度の早い時期に、地元や利用者へ説明会などを実施して理解を求めていくこととなります。その場でどういった御意見が出るのかまだわかっておりません。さらには、利用者などから一定の理解が得られた後も、国や県との協議も行わなければなりません。現段階では明確な廃止時期は申し上げられませんので御理解いただきますようお願いいたします。

○笹井委員

明確に申し上げられないという回答がありましたので、答えはとりあえずは返ってきたかなと思っております。

ちょっと勤労青少年ホームについては、他県でも結構廃止した事例はいっぱいあるか

ら、もうそこら辺の国、県の応対というのは大体わかっておるかと思うんですけれども、 このたび廃止の方向ということは出ておりますが、廃止に当たってまず補助金を受けて 建設したり修理したりと思ってますが、補助金の返還というのは発生するのでしょうか。

○森田文化·社会教育課長兼人権教育課長

現在、国、県と情報交換をしている段階でございます。先ほど申しましたように、当 方からも正確な廃止時期がまだ示せない状況です。委員言われるように、幾らか他市の 状況等も把握はしております。ただ、廃止の時期によりましては、この返還金も変動し てまいりますので、現時点ではまだお示しできないというとこが現状でございます。御 理解賜りますようお願いいたします。

○笹井委員

それは、ちょっと今準備不足かなという気がします。よその事例があるから聞けば教えてもらえるわけですし、国にある程度、勤労青少年ホームを設置するかしないかについては、あるいは廃止については、これは私は方向を出しておる、もう対応は出しておると私は認識しておりますので、利用者説明会をするまでに、そこら辺を確認していただきたいと思います。利用者説明会をすれば、当然同じような質問は来ることもあると思いますし、先行事例が全くないんならともかく、もうこれいっぱいあるわけですから、そこら辺の対応はお願いしたいと思います。

過去の答弁では、公共施設マネジメント事業において、全施設を調査して、その中で 方向性を出していきたいと、勤労青少年ホームもそれの中で検討したいという答弁が過 去の質疑ではあったわけですけれども、この度、ここだけ特出しで対応を前倒しでされ るということについては、評価をしております。実際、勤労青少年ホームの名前だけど、 勤労青少年のその場の利用が極めて少ないという施設であるということは、もう現状わ かっておりますので、これは速やかに説明会を求めて、その意見を反映した上での対応 をお願いしたいと思います。

終わります。

○林委員

1点だけお尋ねいたします。213ページなんですけれど、中段に、社会教育費総務費のところの3段目になるでしょうか、嘱託給というのがございますけれど、347万9,000円ですか、その社会教育総務費の嘱託給が昨年に比べて10分の1程度に減っているやに思いますけれど、具体的にお示しをいただきたいと思います。

○森田文化·社会教育課長兼人権教育課長

先ほど少し説明いたしましたが、社会教育総務費のうちの嘱託給についてでございます。27年度までは公民館主事9名、公民館主任主事7名の計16名をこの社会教育総務費で計上しておりましたが、28年度からは、御承知のとおり、公民館がコミュニティセンターとなり、総務費で計上することとなりました。このようなことから大幅な減となっ

ております。

なお、今回計上しております347万9,000円は、本課に勤務する嘱託職員となります。 以上でございます。

○林委員

ありがとうございました。私がそういうお示しいただいたのをしっかりと聞いてなかったからですね、わかりました。ありがとうございました。

○四浦委員

それでは、午前中に話した件で、予算書の217ページ、説明欄の一番下から2番目ですか、教育支援活動促進事業で、この中で学校の地域支援事業として、コーディネーターを養成するというふうなことのようです。それで、県の主催で、コミュニティ・スクールコーディネーター養成講座が毎年あると思いますが、これは、どれぐらいの規模でやられているか、そして、光市からは、最近の例で、何名受講して、そして、修了したのは何名であるか、そのところをお尋ねします。

○森田文化·社会教育課長兼人権教育課長

委員仰せように、山口県では、年少期から中学校卒業程度までの子供たちの学びや育ちを地域ぐるみで支援する仕組みづくりとして、更には、この充実を図るため、地域協育ネットコーディネーター養成講座という講座が山口県教育委員会の主催により行われております。全体の数でございますけども、各市町によって取り組みがさまざまでございまして、講座内容によってもさまざまでございまして、数十名程度の講座になっているというふうなことを聞いております。

また、本市におきましては、各中学校単位に配置しております地域支援本部事業の統括コーディネーターを5名配置しており、これを中心に受講を進めておるとこでございます。

本年度の参加状況でございますが、全8回講座がございまして、残念ながら、全ての講座を受講し修了書を得た者は5名のうち2名でございます。ただ、他にもう1名の者は昨年度受講しており、この講座を受講している者が本市には今3名、地域統括コーディネーターとして活躍いただいておる状況でございます。

○四浦委員

ちょっと不可解なところがあるんですが、例えば、平成27年度で田布施などは6名受講して4人が修了しているというふうに聞いておりまして、じゃあ光市の場合は、修了数はお聞きしたんですが、受講したのは何名だったですか。

○森田文化・社会教育課長兼人権教育課長

この講座は、先ほども申しましたように、年8回セミナーパーク等で行われております。各学校でのコミュニティ・スクールでコーディネーターとしてなっていらっしゃる

方も一応受講の申し込みはしておりますが、任意での自己研修というとこで受講いただいております。本市からは、先ほど申しましたように、5名中1名の方は、もう26年度は受講が終わっておりますが、5名のうち、本年度は2名の者が修了したところでございます。

以上です。

○四浦委員

私が聞いているのは、そういう数でなくて、受講というか、受講が済んだら修了することになるんですが、応募した数というふうに言うたほうがいいのかなと思います。応募した方がきちんと受講して修了書をいただくということになればいいんですが、そうでないようなことを聞いておりますから、ちょっと念のためお聞きするんです。よろしくお願いします。

○森田文化·社会教育課長兼人権教育課長

このコーディネーター、もう先ほど言いましたように8回受講がありまして、この申し込みを先にしておかないと、自分が目的とする講座が全く受けれることができません。中には、各学校の教員の方も申し込みをされて、自分の目的とする講座があるときに、その講座を自己研修で受講されているというふうな取り組みをされている方もいらっしゃいます。コミュニティ・スクールでコーディネーターを引き受けていただいて方も申し込みはするけど、自分の好み、目的とする講座のみ参加するという方もいらっしゃるのが現状でございます。

以上です。

○四浦委員

それじゃ、念のためお聞きしますが、県全体で修了した数というのは、修了者の数は つかんでおられますか。つかんでおれば何人かということをお尋ねします。

○森田文化·社会教育課長兼人権教育課長

申し訳ありません。県全体の資料を持ち合わせておりません。

○四浦委員

私が聞いているのは3桁になるようですが、実は、この正式名称は地域協育ネット、きょういくのきょういくは、協働の協で、育成の育、ネット、コーディネーター、さっき課長が答弁されたとおりなんですが、養成講座がちょっとこれから先もずっと続くということにはならない。しかも、今、県でやっているこの講座が、いわゆる市、町には負担がかからない仕組みになっているかと思いますが、いかがですか。

○森田文化・社会教育課長兼人権教育課長

県のほうでは、受講料等は取られておりません。

以上です。

○四浦委員

市、町で負担がかからない市、一定の期間を過ぎると、県そのものがもうこの講座を持たなくなるというようなことで、いささか光市の取り組みが、他市とも比べてももったいない形になる。ちょっと私も理解しましたよ。よいよ講座の中でこれが自分は聞きたいんだというふうなことで、1講座とか2講座しか出向かなかった方は修了書がいただけないというふうな方だから、そういうふうな面もあるでしょうが、教育委員会、担当部署として、こういうものは重視をしないと、やっぱり応募はしたけれども、きちんと受講が進まないということが言えます。コミュニティ・スクールが非常に重視をされてきた中で、取り組みの強化を求めたいというふうに思いますが、いかがですか。

○森田文化・社会教育課長兼人権教育課長

教育委員会といたしましても、こういった講座に地域やコーディネーターの方並びに 教員など参加し、資質の向上に努めることが大変望ましいことだと考えておりますので、 強化してまいりたいと考えております。

以上です。

○四浦委員

終わります。

説 明:文化・社会教育課長、図書館館長 ~別紙説明書のとおり

○田中委員

済みません、1点だけ質問させてください。221ページの伊藤公資料館管理運営事業についてなんですが、資料調査謝金9万2,000円が今年度初めて項目がついているんですが、これの説明をお願いいたします。

○森田文化·社会教育課長兼人権教育課長

先ほども少し説明させていただきましたが、伊藤公資料館におきましては、27年度より企画展「伊藤ドラマ」を4編に分けて開催することとしております。28年度に第2編を開催するに当たりまして、事前調査として、山口県文書館に職員が伺い、参考文献等を調査しておりましたところ、伊藤公を含む維新期に関する多くの歴史資料が所蔵されていることがわかり、この文献調査を行うため、専門家を招聘するための資金です。企画展「伊藤ドラマ第2編」の開催に向けた準備ということで御理解いただけたらと思います。

以上です。

○田中委員

ありがとうございます。これちなみに聞いてみるんですが、伊藤ドラマの第2編とい うのは大体何月ごろから開催予定なんでしょうか。

〇森田文化・社会教育課長兼人権教育課長 9月から11月を予定しております。

○田中委員

わかりました。そしたら、それまでにここで調査を行って、それを反映させたもので 内容の充実を図るということだと思いますので、非常に楽しみにしてらっしゃる方も多 いと思いますので、しっかりとした取り組みをよろしくお願いいたします。 以上です。

○笹井委員

では3項目ほど。予算説明資料のほうでいきましょう。予算説明資料の33ページ、下から3段目に、歴史文化遺産保存活用事業というものがあります。総額42万円で、中身は、第二騎兵隊とか彫金の山本先生の関係なんですが、さっき予算書のほうでは説明はあったんですけど、ちょっとここの金額が、いろいろ費目に紛れてますので、こっちのほうでお聞きしますが、42万6,000円の内訳で、これら事業に幾らずつ計上されておるのでしょうか。

○森田文化・社会教育課長兼人権教育課長

予算説明資料33ページの下から3段目の歴史文化遺産保存活用事業ですが、先ほど、 急いで説明して非常にわかりにくかったかと思います。第二騎兵隊史跡めぐりのリーフ レットの増刷、これが16万7,000円、あくまでもこれは見積書によるものでございまし て、これで実施するというものでございません。重要無形文化財保持者の駅前のロータ リーのモニュメントの説明版、これが22万9,000円、及び重要無形文化財保持者による 特別授業の謝金となっております。

以上でございます。

○笹井委員

今、一応内訳としてお聞きしてますので、じゃあ謝金が幾らというとこまで一応お聞きしたいんですが。

○森田文化・社会教育課長兼人権教育課長 3万円でございます。

○笹井委員

この項目は、歴史文化遺産保存活用事業という名前なんですけれども、彫金についてはどうなんですか。これは、歴史文化遺産に当たるんでしょうか。そこの説明をちょっ

とお願いします。

○森田文化·社会教育課長兼人権教育課長

重要無形文化財ということでございます。まず、文化財保護法という法律ございまして、この中で、無形文化財は無形で、歴史上または芸術上価値の高いものと規定されており、この中の工芸技術の彫金技術という技術が国の文化財に指定されております。この伝統技術の保持者が重要無形文化財保持者として指定されており、こうしたことから、文化財保護法とも密接に関係のある歴史文化遺産という認識を持っております。以上です。

○笹井委員

わかりました。萩焼とかのああいう文化財だったら、地域としてずっと根づいていきますけど、彫金というのも、光限定ではないのかもしれませんけれども、こういうふうな歴史的な文化であるというふうに自分としては理解いたしました。

それで、じゃあ第二騎兵隊のほうにいきましょう。第二騎兵隊のマップ、今16万円で増刷するということですけど、この内容の見直しとか、あるいは内容を追加するということはあるんでしょうか。それとも、そのまま単純に増刷するんでしょうか。

○森田文化・社会教育課長兼人権教育課長

27年度発行いたしました第二騎兵隊史跡めぐりリーフレットですが、5,000部印刷し、市内公共施設や関係団体や本課での事業等に配布して活用しているとこでございます。

発行以来、市民の方から御意見等もいただいておりますし、こうした箇所は修正を加えていきたいと考えております。

以上です。

○笹井委員

ちょっとそこまで言われれば、例えば、具体的にどういうとこなのかというのも聞き たいところです。私も、これ本会議で言ったのは、例えば、高杉晋作が、上関で軍艦の 林半七と打ち合わせて、大島口に行ったところなんかは、随分歴史的には意味のあるこ とだと思うんですけど、抜けてないって、これ本会議で言いました。

あと、私も見ても、地図が今4枚に分かれているんです。光市の人は、どこの地図がどうつながっているか何となくわかるんですけど、外から見た人は、どの4枚がどうつながっているのかがなかなかわからないと思います。私は、縮尺をちょっと小さくしてでも、光市全体の地図にすべきじゃないかなとかいう意見は持っております。そういうところも含めて、検討に値する意見をちょっとお聞かせいただければと思います。

○森田文化・社会教育課長兼人権教育課長

御意見のありました見直しの内容でございますが、そもそもこのリーフレット自体は、 第二騎兵隊のゆかりの地を訪ねる現地学習というところに視点を置いた構成でつくって おりますので、全市の地図を入れると、縮尺の問題、スペースの問題等もございますので、ちょっと今即答できるところにございません。

あと修正箇所、高杉晋作の例も御提示いただきましたが、担当者の方と確認いたしますと、まだ、その史実がどうか文献で調査してみないとわかりません。今後の研究課題というところで御了解いただけたらと思います。よろしくお願いします。

○笹井委員

この第二騎兵隊マップについては、また本会議でも評価しましたけど、明治維新150 年たって初めてできた行政機関がつくった公的な資料というかパンフレットということ で大変高く評価してます。今まで全くこんなものがなくて、光市史とか、あるいは民間 の方がまとめられた本に載っておったことが、ようやく日の目を見たなということです。 ただ、歴史的なものは初版を、初めてつくる、行政のほうでも苦労されてつくられる と思いますけど、結構、民間の歴史研究家の方からみると、まだまだ抜けておることと か間違いとかいうのであります。私も、過去、室積の観光冊子をつくったときに、物す ごいあちこちから言われまして、当時の公民館長と一緒に2年かけて、それを1個ずつ 検証して直して再販したところ、指摘された方が物すごい感激して、これはええものが できた、あっちこち配ろうということで活用していただいたということがあります。第 二騎兵隊マップも、恐らくいろいろ関係者の方とか子孫の方とか研究家の方、いろいろ 意見を持っちょって、それを指摘し、全部ただしていく検証が必要だと思います。そう いうものを指摘を受けとめて検証すれば、さらに歴史的に価値のあるものになり、市民 の皆さんにも喜ばれるものになると思ってますので、今回の増刷に当たっては、単なる 増刷じゃなくて、そういった市民意見を盛り込んで検証したものを、何か使い勝手のい いものにしていただくことを希望いたします。

それと、じゃあちょっと項目が変わりまして、予算書223ページ、下から2段目、市民ホール費が計上されてまして、市民ホールの運営事業と、あと文化を高める会の運営助成事業があります。市民ホールでやる事業について、先ほどの説明では、市民コンサートとか幾つかあるということだったと思いますが、これも文化を高める会の事業ですから、28年度事業についてはほぼどういうものをやるのかというのが、もう当然団体の計画としてできておると思いますが、28年度はどのような事業を行うのでしょうか。わかっとると思いますので、ちょっと教えてください。

○森田文化・社会教育課長兼人権教育課長

光市民ホールを会場として光の文化を高める会が計画している事業について御説明いたします。

まず、本年度の新たな取り組みといたしまして4つございます。ダンスフェスティバル、これは、ストリートダンスというのが主なとこでございます。それと、精華女子高校吹奏楽部コンサート、これは、全国的にも評価の高い高校での吹奏楽部のコンサート、それと、古典落語を聞く会という事業及び以前行っておりましたうたごえ喫茶の復活と聞いております。

そのほかは、例年恒例となっておりますピアノマラソンや会員招待の神楽団の公演、 夏川りみ、これプロの歌手ですけども、こういったもののコンサート、あと27年度から 実施しております優秀映画の白黒シネマなですけども、そういったものも、また再度実 施すると聞いております。

以上でございます。

○笹井委員

今、私もチラシとかホームページなんか見させていただいて、28年度は、ストリートダンスフェスティバルとか女子高校の吹奏楽とか、随分何か今風の企画が出てきたなということで大変評価をします。数年前でも、アラ還フェスティバルなど、市民の方の活動を生かしたイベントが出てきまして、随分何か一昔前は東京からタレントを呼んできて終わりみたいのが多かったのと比べると、随分よい評価になっています。ストリートダンスフェスタとか、女子高吹奏楽とか、これはどういう経緯で出たのかなというのがちょっとわかれば教えてほしいんですけれども、これはどの辺で考えて企画化されたものなんでしょうか。

○森田文化·社会教育課長兼人権教育課長

光の文化を高める会の事務局のほうに、私からも以前聞いたことがございまして、そ の経緯について御説明させていただきます。

市民ホールでは、来館者に対して、日常的にアンケート等を実施して、市民の声を拾 うように、聞くように心がけております。そうした中でもありますし、また、今のダン スフェスティバルは、中学校の保健体育でダンスが必須化されたことにより、非常に市 民の関心が高まっていると事務局のほうでも把握しているようでございます。そういっ たところから、いろいろな取り組みの一つとして考案し、市民の皆さんに喜んでいただ ける、特に、市民参加型の事業というところに重点を置いた開催と聞いております。

以上でございます。

○笹井委員

わかりました。昨年ですけど、隣の周南市には、大洗高校のブルーコメッツという吹奏楽というか、歩いて吹奏楽をやる団体が来て、大変よかったというふうに、ちょっと人づてに聞いています。やっぱりそういうところでやる人が、本当若者とか高校生とかですと、同じ世代の人たちも大変興味を持っていただけると思います。こういう取り組みは評価します。

だた、やってみて、結局、集客はどうなのかというのを、これ本当やってみなきゃできませんし、やってみて、成功もあれば失敗もある。それはまた酌み取って、その次つなげていけばいいと、単純に失敗したからだめだというもんではないと思いますので、ぜひこういう新しいチャレンジは取り組んでいただければと思います。

じゃあ項目変わって、最後の項目いきます。

同じく223ページに伊藤公資料館の関係がありまして、ここの中段に、清掃委託料322

万円があります。この委託業務、委託先の選考方法をちょっと教えてください。

○森田文化・社会教育課長兼人権教育課長

伊藤公資料館の清掃委託料322万円のまず内訳でございます。大きな委託は3事業ございます。一つは、館内、旧邸裏の屋外トイレ、館の周辺の落ち葉や草引きなど、日常清掃にシルバー人材センターへ委託しております。

次が、伊藤公記念公園の道路挟んで向かい側に駐車場と屋外トイレがございます。こちらのほうの管理清掃に社会福祉法人へ委託しております。この今の日常の清掃と社会福祉法人への委託、これは2件とも随意契約を結んでおります。

また、もう一つの大きな事業の3つのうちの3番目ですけど、資料館内のワックスが けやガラス清掃、陳列ケースなどの専門的な技術、機器が要る業務を、民間清掃会社と、 これは入札により長期継続契約を結んでいる状況でございます。

以上でございます。

○笹井委員

わかりました。民間でできることは民間で、何か入札でというのは私の考えなんですけれども、ワックスについては、それが入札になっておるということで理解いたしました。

終わります。

・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

○四浦委員

予算書の221ページをお願いします。予算説明書は34ページなんですが、文化センターの整備事業360万円ということで出ておりますが、ちょっと説明がかいつまんでのことだったように思います。いわゆる整備内容について、もう少し詳しく教えていただければと思います。

○森田文化・社会教育課長兼人権教育課長

文化センター整備事業の文化センター整備工事について、追加の説明をさせていただきます。文化センターの障がい者用トイレにつきましては、ここに掲げておりますように、28年度に大規模な改修を計画しております。改修内容ということでございますが、現在のところ、便器や手すりの取りかえ、非常ボタンと非常ブザー、オストメイトやベビーシート、ベビーチェアの設置、自動ドア開閉スイッチの改修、床材の張りかえなどを予定しております。

以上でございます。

○四浦委員

わかりました。もう一つだけ、この整備工事についてお尋ねしますが、首を長くして

お待ちになっている方もかなりおります。したがって、完成の月をおおよそどういうふ うに見積もっておられるかお尋ねします。

○森田文化·社会教育課長兼人権教育課長

完成時期についてでございますが、まだ、実は建築担当部署との詳細は詰めておりませんが、なるべく早目に着手して、秋ぐらいには完工したいと考えております。 以上でございます。

○四浦委員

じゃあこの項、続いて、図書館についてお尋ねをいたします。光市のホームページに、図書館協議会会議がホームページで開けます。これの最新号でこの協議会会議で近隣の新設図書館の見学を希望される発言がありますが、これは、少し前からも重ねてそういう希望が協議会の委員の中から出てるようですが、やったことはあったんでしょうか。

○末岡図書館長

前回といいますか、この2月に開催されたときには、特に要望は出ておりませんが、その前のときに開催してみてはどうかということが出ておりまして、その以後、時期について検討しておりますということで回答はしており、場所的には、新南陽図書館をというところまで、具体的に出ておりますが、まだ実施しておりません。検討課題ということで御了解を得ているところでございます。

以上でございます。

○四浦委員

予算のページは225ページに、図書館協議会委員報酬という欄がありますが、これにかかわっての質問をしているわけなんですが、去年だけじゃなくて、それ以前にもその同じ要望があったかと思いますが、いかがですか。

○末岡図書館長

私の記憶違いかも分かりませんが、なかったと思います。 以上でございます。

○四浦委員

私の記憶では、平成24年の協議会会議であったと思います。そのときにも全く同じようなお答えを事務局がやられているんですが、ちょっとやっぱり不自然なんですね。そんなに難しい話でもないのに、そういうもっともな要望ですから、協議会の委員と事務局とが一緒になって相談して、日程を定めればできそうなもんですが、検討するというお答えが少し冷たいようにも思います。率直に協議会委員と一緒になって、これからのやっぱり図書館のあり方というのは考えていく姿勢が事務局にいささか弱いんではないかと思いますが、いかがですか。

○末岡図書館長

繰り返しになりますが、視察の件につきましては、実施するという方向で、具体的に 新南陽図書館にマイクロバスで行こうというところまで検討しているところでございま す。なお、私ちょうど、25年度から図書館に参りまして、24年度の要望が出たというの はよく記憶していなかったので大変失礼をいたしました。なお、視察は、実施する予定 ですので、引き継ぎをきちんとしておきたいと思います。

以上でございます。

○四浦委員

ついでにお聞きしますが、県内で図書館の新設をやれたのは、何市何館か承知しておりますか。

○末岡図書館長

ここ二、三年のうちに限って申しますと、市でございましたら、宇部市、周南市、それから町では一番新しいのは上関町だと記憶をしております。

以上でございます。

○四浦委員

下松市が抜けてますか。

○末岡図書館長

失礼しました。一番近隣の下松市を漏らしまして大変失礼しました。

○四浦委員

終わります。

説 明:教育部長、学校給食センター所長 ~別紙説明書のとおり

○田中委員

済みません。1点お聞きしたいと思います。231ページの学校給食センター管理運営 事業の消耗品費が338万6,000円あるんですが、これが前年度と比べて大幅に増加してお りますので、これの詳細説明をお願いいたします。

○呉橋学校給食センター所長

この消耗品費の増額の主な要因は、食器の更新でございます。現在使用している深皿の半数は旧光センター時代から使用しておるもので、経年劣化によりひび割れが多数発生していることに加えまして、食器の底あたりに目に見えない傷、ほとんど目で見えることはできないんですが、目に見えない傷に、でんぷんや脂質が付着しておりまして、

薬剤師からも、衛生面から交換したほうがいいのではないかという指導を受けているから、今回2,000枚の交換をする予定をしております。それが増額の主な要因でございます。

○田中委員

わかりました。これ今回の交換で、全部が新しいものになると考えてよろしいですか。

○呉橋学校給食センター所長

半分です。当初、新センターになったときに約4,000枚、そして、今回が2,000枚、そして、来年度以降に2,000枚の更新で、来年度以降に全て更新をしたいというように考えているところです。

○田中委員

わかりました。ありがとうございます。

○四浦委員

予算書233ページの先ほどは学校給食センター解体工事は、これは大和のセンターで1,100万円だというふうに説明を受けましたが、あわせて光センターについては、敷地の一部を浅江小駐車場に当てて、あと解体をするなどの説明がありました。それにかかわってお尋ねしますが、前にもお聞きしたことがあるんですが、浅江小の駐車場が非常に狭くて、PTAの会合などがあったときにははみ出る。グラウンドが駐車場になったりして、危険を伴うこともあるやの話もありましたので、駐車場にどの程度のスペースを旧学校給食センターに設けるかというのは、その後の検討はいかがですか。

○呉橋学校給食センター所長

浅江小学校の駐車場を確保するに当たりましては、連合自治会会長とか公民館長とお話をさせていただきました。これは非公式ですが、お話は私がさせていただきまして、コミュニティ・スクールなんかで学校に来る回数も増えておるので、駐車場が欲しいという意見がございました。ただし、台数については、教育委員会の判断に任せますという御返事をいただいておるところです。

以上でございます。

○四浦委員

答弁がちょっと尻切れとんぼになっちゃったんだけども、その後の検討については、 じゃあ教育委員会はどのように進めておられるかお聞かせください。

○呉橋学校給食センター所長

基本的には売却を考えておりまして、現在、売却可能な土地、これを確定するための 測量を行っておるところでございまして、浅江小学校の駐車場といたしまして、15台程 度は確保できるような予定にしておるところでございます。

○四浦委員

そうですか。私は連合自治会だとか、今の浅江コミュニティ協議会などが身を乗り出して、非常にこの駐車場の拡幅問題について関心を持っているというのは、それだけコミュニティ・スクール、あるいは地域の学校とのかかわりのイベントというふうなものに力が入ってる証だと思って、非常にありがたい話ではないかというふうに思うんです。よく協議も煮詰めて、納得のいくような形で確保されますようにお願いをいたします。

あわせて、臨時収入ということになるんでしょうか。民間への売却ということになるんでしょうが、こういう教育にかかわる施設については、格別の配慮があってしかるべきだと思います。あわせて、市内でも浅江小学校、中学校も含めてですが、やっぱり児童数、生徒数が膨らんできているというふうなことも頭に入れながら御配慮をすべきではないかというふうに思います。

終わります。

○林委員

230ページの学校給食費のところでただいま御説明いただきましたが、学校給食費の職員数の減少というので今ございました。減ということで1,272万4,000円減ということでございましたけれど、これ職員の方が減少しても、学校給食センターの仕事には支障は来さないということで、そのように考えてよろしいんでしょうか。

○呉橋学校給食センター所長

人件費は、基本的には、前年度の人員配置を基準に予算計上をいたします。26年度は正職員が3人配置されておりましたのが、27年度は正職員が2人と再任用職員が1人の配置となったもので、この影響によるもので減額になったものです。

この配置となったのは、26年度で建設は終わりまして、28年度につきましては、運営がある程度軌道に乗ったということで、この人員で賄えるんではないかと予測をしての人数ということで御理解いただけたらと思います。

○林委員

了解いたしました。ありがとうございました。

○田中委員

済みません。ちょっと戻って、小学費、中学校費のところで少しお聞きしたいんですが、歳入の23ページのほうに、中学校費補助金で学校施設環境改善交付金3分の1,590万4,000円というのがあって、大和中トイレのほうに使用するというお話があったんですが、この交付金については、時限的なものなのか、それとも、ずっとあるものなのかというところをまずお聞きしたいと思います。

○蔵下教育総務課長

この交付金ですけれども、時限立法にはなっておりませんので、将来的にはわかりませんけれども、現状は学校施設の建設あるいは改築、防災機能強化、太陽光発電という形で活用できる交付金で設定されているということです。

○田中委員

わかりました。これは、使い道は何点かあるというお話なんですが、大和中学校のトイレ、工事は来年度なんですが、設計委託料は今年度上がっていたと思います。これは、 工事のほうが対象になるんですか、それとも、設計委託料のほうが対象になる交付金で しょうか。

○蔵下教育総務課長

昨年度、大和中のトイレ改修工事の設計委託業務を行っております。これは、設計業務を行うときには、この交付金は予算上計上されませんけれども、工事を行うときに、 あわせて申請して補助金の対象となるものでございます。

○田中委員

ありがとうございます。となると、工事に当てるときに申請を出して交付金を受けるという形になると思うので、どう聞いていいのかどうかわからないのですが、今回、どこの学校の設計委託料のほうも見受けられないんですが、となると、来年度は、トイレの改修工事を行わない、再来年度の話ということですね。どう聞いたらいいのかちょっとわかんなくなってきましたけど、この交付金を毎年使って有効的に工事を行っていこうと思ったら、やっぱり今年度に設計委託をしながら、工事を年次的に取り組んでいくことが必要かと思いますが、そのあたりの考え方についてお聞かせいただけたらと思います。

○蔵下教育総務課長

新年度予算の審査をいただいているということで、今後の状況については現状の中では申し上げにくい部分もありますので、よろしくお願いしたいと思います。

○田中委員

わかりました。

○林委員

済みません。1点だけお願いします。205ページのところに、小学校整備事業が下段のほうにございますけれど、そこの施設整備工事というので、先ほど2校屋上防水ということでお示しいただいたんですけれど、これに関連というわけではございませんけど、私の記憶では、毎年計画的に小学校のトイレの洋式など計画的に実施されるということではなかったかなと思うんですけれど、それはどのあたりでお示しいただいているんで

しょうか。

○蔵下教育総務課長

委員申されましたとおり、小学校施設整備工事の中には、このたびトイレの洋式化は 入っておりません。光井小学校と周防小学校の屋上防止等の改修工事の経費が計上して ございます。

トイレの洋式化につきましては、委員も御承知のとおり、学校施設の老朽化は確実に進んでおりますので、施設の現状や優先度を把握しつつ、優先順位の高い施設から順次改修を行うということで、継続的な施設整備に努めてきたところでございます。平成25年度には、室積小学校北棟のトイレの洋式化、27年度については、大和中のトイレ棟の改修工事の設計業務、それから、新年度予算では、大和中のトイレの改修工事を予算計上しておりまして、今後も継続的な施設整備に努めてまいりたいと考えております。

○林委員

ありがとうございました。わかりました。了解しました。

○四浦委員

全体的なことでお尋ねしますが、196ページをお願いします。教育費全体が出ておりまして、新年度は15億8,500万円余りということで、27年度が18億8,600万円、一つ一つ精査すればわかるんでしょうが、3億円も減額になるんです。つい最近では、最低の教育費の比率になる。これは7.3%というように、前年比などと比較しても1ポイント以上下降するというふうなことなんですが、主な予算を、款で言ったほうがいいんでしょうか、どういうところが減額されてこういう結果になっているか、これをお尋ねします。

○蔵下教育総務課長

予算説明資料の42ページ、43ページをごらんいただきたいと思います。

こちらに教育費それぞれの項目別に当初予算でございますけれども、昨年との比較が出ております。こちらを見ていただければ一番わかりやすいのでありますけれども、私の所管で答弁をさせていただくとすれば、小学校費については約1億2,300万円、中学校についても約7,300万円と減額の状況になっております。これは当初御説明させていただいたとおり、小中学校の非構造部材の耐震化などの整備事業の終了による減が大きな要因になっております。先ほど委員さん言われましたように、構成比が7.3%ということで、これは、予算説明資料の18、19ページに平成24年度からお示しをさせていただいております。当初予算の数字でありますが、こういう推移になっているということでございます。

○四浦委員

終わります。

討 論

○四浦委員

議案第1号平成28年度光市一般会計予算(教育委員会所管分)について、反対の立場で討論をいたします。

今も触れましたように、私は、教育費、教育といえば、これはやっぱりまちづくりの根幹をなす、子育でもそうですし、生涯学習なども含めて、市民の知的レベルを引き上げ、延いては、そのことを通じてまちづくりに欠かせないやっぱり位置づけだというふうに心得るわけでありますが、この予算比率が近隣と比べてもぐんと低い。もちろん耐震化工事が済んだから何たらという話もあるでしょう。しかし、もともと低いのにもってきて、さらに下降しているというふうなことで、これはいかがなものかというふうに思います。

なお、クラウド型になった図書館なんですが、これそのものは歓迎するものでありますが、しかし、閉架が開架の大方2倍になっているこういう現状というふうなものなどが、やはり、今の光市の象徴的なことになっているんではないか。あわせて、教育委員会所管ではないけれども、該当する、関連するものとしてやっぱり幼児教育、公立幼稚園の問題なども、もう一度閉鎖、統合と、そして、定員の極めて大幅な、県下にまれにみる割れ方としているという点を指摘して、反対討論としたいと思います。

以上です。

採 決:賛成多数「可決すべきもの」

2 政策企画部関係分

- (1) 付託事件審査
- ①議案第 1号 平成28年度光市一般会計予算(政策企画部所管分)

説 明:森重財政課長 ~別紙

質 疑

○田中委員

当初予算概要のほうでお聞きしたいと思いますが、27ページに出会いの場創出促進事業っていうことで40万円、少し内容が書いてあるんですが、これのもう少し詳しい説明をお願いしたいと思います。

○岡村企画調整課長

出会いの場創出促進事業についてのお尋ねをいただきました。

この事業でございますが、結婚をのぞむ市民の出会いの場の創出を促進をするとともに、町全体で結婚を応援しようとする意識の醸成を図ることを目的といたしまして、出会いが期待できる交流イベントを開催する団体に対しまして、開催に係る経費の一部を助成をしようとするものでございます。市内に事業所とか事務所等を有する各種団体、また、そのほかにも結婚に向けた出会いの場づくりのための事業を実施する団体ということで、県の山口結婚応援団という団体があるわけなんですが、その結婚応援団に登録をされている団体を対象といたしまして、事業費の2分の1、最大で10万円の助成を想定をしているところでございます。新年度予算におきましては、限度額で4件分、40万円計上しているところでございます。

イベントの要件といたしましては、営利が主な目的ではないということを前提といたしまして、市内で開催されること、あるいは参加者の過半数が市内在住、または市内勤務であることなど、将来的な定住につながるような条件設定をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○田中委員

わかりました。詳細につきありがとうございます。これが、光市元気なまち協働推進事業っていうものも、他部署ですがあるんですが、その中で、なかなかそういう場を、当時からやりたいと思ってても、なかなか運営費ってものがかかるので、若干やっぱり、先ほど営利っていう部分を、言葉がありましたけど、活動続けていくために、ちゃんとお金を取りながら、出会いの場をつくっていきたいということで、取り組んでいる団体なんかもあります。現在、山口県の結婚――ちょっと聞き漏らしました、結婚応援団でしたっけ、に登録されてる事業所とか、団体っていうのは、今光市内にはどの程度あるものなのでしょうか。

○岡村企画調整課長

光市内におきましては、今のところ登録団体はございません。県内では126団体が登録をされているということなんですが、市内の登録団体は、調べる限りではございません。

以上でございます。

○田中委員

わかりました。ないということでお聞きしたんですが、営利目的ということの判断、 営利目的であるかないかという判断っていう部分は大事になってくるかと思うんですが、 この山口県の結婚応援団っていう部分で、そこに登録するときに、その要件の中に営利 目的ではないっていうような規約みたいなのはあるのでしょうか。

○岡村企画調整課長

県の山口結婚応援団の中では、要件といたしましては、結婚あっせん等を業務とする 企業については、対象外というような定めがございます。

以上でございます。

○田中委員

はい、わかりました。なかなか普通に民間団体とかがやる分には、あっせん団体ではないので、営利目的じゃなく取り組むっていうことは条件になってくると思うんですが、ゼロ件ということなので、市内の取り組んでる団体も含めて周知していただいて、また県のほうに登録してから、この助成事業の対象になるってことなんで、その辺のPR方法、どうやって伝えてくのかっていう部分で取り組む案がありましたら、お知らせください。

○岡村企画調整課長

この対象団体といたしましては、一つには市内の団体、これは山口結婚応援団に入ってるか否かを問わず、市内の団体を基本に考えるのが一つと。もう一つ市外の団体であってもこの山口結婚応援団に登録していれば、市外に活動拠点を置いておっても対象になるというような、2種類の方法で相手方を募ろうかなというのが今の考えでございます。そうした意味で、市内の団体でございましても、この結婚応援団に登録いただくことによって、いろんなメリットもあろうかと思いますので、そのあたりのことはまたいろいろ呼びかけも行っていければというふうに思っております。

以上でございます。

○田中委員

わかりました。私もちょっと理解してないところがあったみたいで、失礼しました。 山口県の結婚応援団のほうにもお知らせするのと同時に、やっぱり市内の中でもそういった縁結びの団体をつくって、意識の醸成もやっていくことも大切なことだと思います ので、そのあたりはしっかりしたPRを行っていただければと思います。

続きまして、同じページの政策企画部で、公衆無線LAN環境整備というものがありますが、これで、室積、光井、浅江内に公衆無線LANに接続可能エリアを整備ということで書かれておりますが、これの詳細説明をお願いいたします。

○松村行政改革•情報推進課長

公衆無線LAN接続環境の整備につきましては、ただいま御紹介もございましたように、室積、光井、浅江のコミュニティセンターに公衆無線LANに接続できるエリアを設けようとするもので、現在、地域づくり支援センターで導入しております接続無料のフリースポットという方式での導入を検討しております。施設の利便性の向上や災害時の通信確保、また12月に策定いたしました総合戦略の移住定住の促進策にも位置づけて実施しようとするものでございます。

場所の選定に当たりましては、コミュニティセンターを初め、里の厨、冠山総合公園、ゆーぱーく光など、地域の拠点や人が集まる施設において機器の設置や利用場所の確保、またランニングコストを抑えるために既設の通信設備を利用したいことから、業務への影響の可能性などを調査するとともに、施設管理者や所管の意向等も伺い、3つの施設への設置としたところでございます。

以上でございます。

○田中委員

ちょっと、よく聞き取れなかったんですけど、コミュニティセンター内3つに置くと思ってたんですが、ちょっと里の厨とかなんか違う施設の名前も出てきたんですが、そのあたりちょっともう一度説明をお願いいたします。済いません。

○松村行政改革·情報推進課長

場所の選定に当たりましては、コミュニティセンターありきというわけではなくて、市内の里の厨であったり、冠山総合公園、ゆーぱーく光など、人が集まる施設においても、情報発信の手段として活用できないかということを検討いたしましたが、業務への影響等々整理する中で、当面はこの3つのコミュニティセンターに設置するということにしたところでございます。

○田中委員

わかりました。理解しました。今、その3つのコミュニティセンターに設置をするっていうことなんですが、この利用の方法について、ほんとのフリースポットでいけば接続できるものなのか、またパスワードがあって接続できるものかっていうところをお聞かせいただければと思います。

○松村行政改革·情報推進課長

現状地域づくり支援センターで導入しておりますフリースポットのやり方ですけれど

も、最初に接続するときには、15分程度何もなしで接続ができるようになっております。 その環境の中でメール等で通知して、パスワードのようなものを入手して接続をすると いうような形になっておると思います。

以上です。

○田中委員

わかりました。この3施設、また、地域づくり支援センターのほうにもあるんですが、 これ、それぞれのパスワードは各施設ごとによって違うという理解でよろしいですか。

○松村行政改革·情報推進課長

現状ではそれぞれ異なるものになろうかと理解しております。 以上です。

○田中委員

もう一つお聞きしたいんですが、よくこういう公民館とかにフリースポットをつくった場合に、子供たちのいわゆる通信型のゲーム機を持ってずっとたまり場になるっていう問題も一部ではあるんですが、そのような対策というか、そういったことになり得るのかどうか、お聞かせいただければと思います。

○松村行政改革·情報推進課長

現状、確かに地域づくり支援センターにおいても、子供が集まっているというようなことがあるように聞いております。導入するに当たりましては、そういったあたり、夕方の一定の時間になれば、帰宅を促すというようなことも公民館のほうにはお願いしていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○田中委員

わかりました。コミュニティセンターということで、別の意味でも、コミュニティできる場所になるのかなってところもあるんですが、これによって、人の集う場所になればいいなと思いますし、長年市民の声からもあった公衆無線LANの整備ってことなので、これがまたどういった形になって活用されていくのかっていうとこを見守りながら、そしてまた、大和地域は特に何と言いましょうか、通信速度が遅くって、こういう無線LANがあれば、通信速度があって使いやすくなるっていうところもあるので、そのあたりの視点も入れて、今後の整備も考えていっていただけたらと思います。

以上で終わります。

○笹井委員

それでは、3項目ぐらいちょっと行きたいと思います。 まず最初に予算概要の11ページ、財政健全化計画があります。昨年もちょっと予算で お聞きしたんですけど、財政健全化計画の中の歳入のところに、自動販売機売り上げ手数料の徴収という項目がありますが、ここで掲げられておることにつきまして、28年度具体的な取り組みがあるんでしょうか。

○松村行政改革•情報推進課長

自動販売機の設置で、売り上げに応じた手数料の徴収についてということでございま すが、このことにつきましては、財源確保という観点から、制度の導入について、これ までも検討を進めてまいりました。これまでは、地方自治法で定めますいわゆる目的外 使用として設置を許可し、占用面積に応じた使用料を徴収してまいりましたが、これを、 同法の別の規定に基づきます契約による貸し付けに変更し、契約の中で売り上げに対す る手数料を徴収することについて検討してまいりました。しかしながら、これまでの設 置に際しましては、単に営業を目的とする法人や個人に設置させたものではなく、直営 施設にあっては、市が活動支援すべき団体によって設置することで、販売機器設置に伴 う収入が団体の活動費となっており、また、指定管理の施設の場合には、自主事業の一 部であり、インセンティブの一つともなっているところでございます。このため、公共 施設に設置した自動販売機につきまして、一律に手数料を徴収することについての一定 の整理も必要で、これまで実施に至ってないところでございます。売り上げ手数料方式 が他自治体で導入されていることについては承知しております。また、社会貢献型の自 動販売機が増加しつつある現状なども踏まえ、どのような手法が本市に合うのか、また 財源確保の選択肢の一つとしての売り上げ手数料の可能性など、28年度特に何かをしよ うというところではございませんけれども、引き続き検討はしてまいりたいと考えてお ります。

以上です。

○笹井委員

検討されたという途中の経過の努力はわかりますが、結局今の話ですと最後、これをしますというところが、何かなくて、また今後も検討しますというような話なのかなと思います。ここ11ページはあくまで行財政改革、財政健全化計画の取り組みが上がって、目標額も上がっておるんですけれども、目標額を上げとるということは、少なくともこの取り組みで幾ら出るというところが、私はつまってここに上がってくるべきだと思うんですが、そこで質問ですが、じゃあここで言うとこの使用料手数料の改定1,151万円ですか、この中で自動販売機手数料の徴収という金額目標というのは、これはもう決まったものがあるんでしょうか。

○松村行政改革•情報推進課長

こちらの28年度の目標額の中には、自動販売機の売り上げ手数料の徴収については含んでおりません。

以上でございます。

○笹井委員

じゃあ、この1,151万円というのは、何の金額が幾ら入ってるんでしょうか。

○松村行政改革•情報推進課長

1,151万6,000円の内訳でございますが、25年度の使用料等改定分ということで200万円、また地域づくりの体育館などの使用料が79万5,000円、体育施設の使用料が24年度からになりますけれども、822万1,000円などでございます。

○笹井委員

11ページの財政健全化計画で、この組み立て方は執行部の中で決めることなのかなとも思いつつも、今の話ですと、結局使用料、手数料の改定で、公共施設の使用料の改定については、今、確かに中身があるけども、自動販売機の手数料の徴収は項目を上げてるけども金額はゼロであるというふうに私は捉えました。また、そうでないっちゅうんだったら説明してほしいんですけれども、であれば、結局私はここに上げるべきではないのかなと、金額は28年度に入ってないんであれば、とも思うわけですが、どうなんですか、これは結局、金額を上げてくるような取り組みになるんでしょうか。

○松村行政改革·情報推進課長

申しわけありません。先ほど入っておりませんということでしたけれども、50万円ということで、目標金額の中には含めております。効果額としてゼロということでございます。申しわけありませんでした。

○笹井委員

わかりました。50万円は目標額としてあるということで、そのやり方については、いろいろこれから詰めなければいけない部分もあるのかなと思いますが、やはりこういう、ここに書いてあることが全く進まないようであれば、行財政改革は進まないということにもなりかねませんので、ここに上げられた項目は着実な推進をお願いしたいと思います。

じゃあ、次の項目にまいります。予算説明資料のほうにまいりますが、予算説明資料の23ページ、上から3段目、移住定住促進事業ということで、28年度は随分メニューが増えてまいりました。私どももここについて随分いろいろ質問してきまして、移住相談、市役所の窓口もようやく2階の企画の天井からあの看板がぶら下がって、何か取り組みが一歩前進したかなと感じるとこですが、今回予算で出てきてますので、ちょっと、今までの説明でわからなかったところを1個聞いてみたいと思います。

まず、ひかり暮らし体験事業予算額10万円でして、文書では体験機会を提供するための環境整備と書いてありますけれども、具体的には、誰が何をすることに対してどう支援するのでしょうか。

○岡村企画調整課長

ひかり暮らし体験事業でございますけど、具体的には、本市への移住を希望されてる方に、移住検討の一助としてもらうことを目的に、居住体験の場となる空き家を提供いたしまして、本市の気候風土、あるいは日常生活を体験していただこうというものでございます。

以上でございます。

○笹井委員

とすると、この予算の10万円の使い方ですけれども、光市外在住者の個人に何か宿泊 費補助みたいな形で補助するのではなくて、結局空き家を貸し出すための空き家の管理 に10万円使うということなんでしょうか。この10万円の具体的な、どこにどういうふう に使うのか、ちょっと教えてください。

○岡村企画調整課長

失礼いたしました。新年度予算案の10万円の内訳でございますが、空き家のクリーニングのためのまず清掃委託料ということで5万円、それから、消耗品費、主に念頭にあるのは、例えば電球とかカーテンとか、そういったものを頭には置いてるわけなんですが、そういった生活用品の消耗品費として5万円、合計10万円を計上しているところでございます。

移住希望者に提供する空き家につきましては、今後選定のための調査などを行いたい と思ってるわけなんですが、現時点ではちょっと未確定ということで、必要と思われる 最低限の経費ということで、こういったものを計上しているということでございます。 以上でございます。

○笹井委員

空き家が未確定ということですから、これから、それは一応バンクに登録されとる空き家の中から選考するということでよろしいのか。そして、もしそういうふうな空き家が提供された場合に、光暮らしをしたいという人は、そこに申請すればただで泊まれるのか、利用料などはあるのか、その辺もちょっとお聞かせください。

○岡村企画調整課長

物件につきましては、中山間地域に立地しております空き家情報バンクの登録物件ということで考えております。

それから、利用料とかそういった部分でございますが、詳細な制度設計ということは、これから考えていきたいと思うわけなんですが、あくまで他市の事例ということで申し上げますと、やはり、利用期間、1週間から2週間程度ぐらいの利用期間を定めて、その期間に応じた利用料を徴収するといったことを県内でも採用しているような自治体がおられますので、そういったことも一つの参考にはさせてもらいたいというふうに思っています。

以上でございます。

○笹井委員

わかりました。対象物件もこれからで、制度設計もこれからということですが、この取り組み自体は期待したいと思います。今まで光市に来たいけども、住んでみたいけれども、結局、そのときは市内の宿泊施設を自腹で泊まるしかなかったと。こういうのもあれば、実際にそういう空き家物件に長く、ある程度やっぱ長く逗留しないとその地域のことっていうのはわからないと思いますので、ぜひこの取り組みを、これから制度設計されてPRされると思いますけれども、積極的にお願いいたします。

同じ移住定住促進事業について、1つ上に行きますが、空き家改修助成事業120万円あります。この先ほどの説明では、何か改修の一部を助成するという説明だったと思いますけれども、これも具体的にどういう改修が対象になるのか、そして、補助率と補助金額、あと見込みの件数あたりも、予算段階でわかってると思いますので、教えてください。

○岡村企画調整課長

空き家改修等の助成事業でございますが、中山間地域や市街化調整区域におきます空き家情報バンク登録物件を確保して、移住定住の促進を図ることを目的とするものでございます。先ほども少し申し上げましたが、これらの地域に立地する登録物件が賃貸または売買契約に至った場合に、物件の所有者、または利用者に対して、空き家改修のための経費、あるいは残存しております家財道具を撤去するための経費の一部を助成をしようとするものでございます。

空き家改修に対する助成といたしましては、物件本体、あるいは給排水設備などを想定しておりますけれども、こういったものの改修に対して、経費の2分の1、最大で50万円の助成というものを想定をしているところでございます。また、家財撤去ということで申し上げますと、こちらも経費の2分の1、最大で10万円の助成を想定しているところでございます。新年度予算のほうでは、それぞれ限度額2件分を見込んでおりまして、合計で120万円を計上しておるところでございます。

以上でございます。

○笹井委員

わかりました。こちらも期待してます。中山間地域という条件がついとるのは、これ は政策的にもやむを得ないのかなと思いますが、ぜひこの制度が活用されることを望み ます。

それから、あと先ほどちょっと先行議員もお聞きしましたけど、出会いの場創出促進 支援事業ですか、事業の内容は先ほどの質疑でわかったんですけれども、山口結婚応援 団の登録団体が対象だが、今現在市内にはないというとこまでちょっと私聞き取ってお ったんですけれども、では、どういう団体がこの事業の対象と考えておるのか、想定団 体、ちょっと教えてください。

○岡村企画調整課長

ちょっと私のほうの説明がおかしかったのかもしれませんので、お詫び方々もう1回 その辺の対象団体を御説明いたしますと、まず、市内に事業所や事務所等有する各種団 体、それから、市外の団体であっても、県の山口結婚応援団に登録されてる団体であれ ば、一定の条件が合えば、そのあたり対象にしたいというふうに考えております。

あと、対象の団体ということでございますけど、市内の団体ということで申し上げれば、例えば2年前に光青年会議所さんでございますとか、光商工会議所さんがそういったいわゆる婚活イベントも実施されておったかと思います。例えばこういった非営利団体、あるいは営利が主な目的ではないということを前提とさせてはいただきますけれども、市民活動団体とか、サービス事業者、市民グループ、こういったものが主催するパーティーであったり、いろんな活動、教室であれば、そのあたり対象になるのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○笹井委員

わかりました。市内の団体であれば、ちょっと取り組めば、一応は、認定されるかど うかは別として、対象にはなるということですね。

最後、同じページ、予算説明書の23ページの下から2段目、モバイル情報端末導入38万円というのがあります。モバイル情報端末導入ということですけど、どういうものを何台導入するのでしょうか。

○松村行政改革•情報推進課長

モバイル端末、何を導入するのかということでございますが、いわゆる、タブレット端末と言われる10インチ程度のサイズの端末を5台程度導入を検討しており、機器につきましては、現在、情報担当のほうで検討をしているところでございます。 以上です。

○笹井委員

23ページの説明では、ペーパーレスを図るための貸し出し用モバイル情報端末ということですけど、そのタブレット5台入れると、今までこういう分野のペーパーが必要なくなるという、実際の具体的な分野とか業務というのがありますでしょうか。

○松村行政改革・情報推進課長

使い方についてでございますが、職員が出張や会議に出席します際、本市の基礎的なデータでございます例えば予算書や決算書、それから、各種の計画類、それから、統計情報、こういったものを保存しておいて、手軽に確認できるようにすることと、また、出張や会議で利用するデータなども保存し、閲覧することや、場合によっては、データの軽微な修正等ができるようにしたいというふうに考えております。こういった利用の状況を考えております。

以上です。

○笹井委員

わかりました。議会のほうでも、一部の議案関係資料は、もうホームページにアップして、パソコンでアクセスしてくださいという取り組みも、議会と執行部の間で、ちょっと始まってますし、実際そのことによって、膨大な紙の資料が実際にいらなくなったと。活用については、個人のスキルに任されとる部分もあるんですけれども、私は、ペーパーレスにして、みんなが見れるようにすれば、行政内部の資料でも、どこからでも見れるようになると思いますし、特に行政の視察報告などはそこの担当所管だけではなくて、ほかの課とか興味ある人でも見て勉強できるようなシステムというのは、ぜひしていただきたいと思います。モバイル情報端末については、理解いたしましたので、この質問を終わります。

○森重委員

1点お聞きいたします。予算説明資料ですが23ページです。公会計制度対応システムの整備について、27年度から29年度までに統一的な基準による地方会計の整備が今促進されております。それで、今回予算でこのような数字が今、システムの整備ということで上がっておりますけども、この28年度は、新公会計制度への取り組みということを、どのようなものをされてるのか、どのようなものが進むのか、そのあたりをちょっとお聞きしたいと思います。

○玉木会計課長

27年1月23日に総務省のほうから統一基準の基本方針で発生主義、複式簿記の導入、 それから、固定資産台帳の整備を必須といたしまして、今言われましたように、いわゆる28年度決算で、全ての地方公共団体が統一的な基準により、財務書類の作成を行うこととなっております。その中で、本市では、固定資産台帳の整備を今年度から取り組んでおりまして、財務書類作成につきましては、現在の単式簿記、現金主義会計に補完するような形で、28年度中に財務会計システム整備等を行いまして、複式簿記の導入に向け、取り組んでいくこととしております。

○森重委員

発生主義、複式簿記、なかなか難しいとこなんですけども、この統一基準にするには、 やはり固定資産台帳を、やはりきちっとするものが必要ということで、その固定資産台 帳の取り組みというのは、今、もう既に、28年度決算では使わなきゃいけないちゅうこ とは、ほぼ、手がつけられてると思うので、そのあたりはどのように。

○森重財政課長

固定資産台帳の作成の進捗状況でございますが、庁内の作業全て終わりまして、今、 委託業者のほうで最終的なチェックを行っている段階でございます。予定どおり、今年 度中には完成する見込みでございます。 以上でございます。

○森重委員

公開制度、簿記、非常に難しいんですけど、要は、ちょっと一つ今のことで、固定資産台帳でお聞きしたいんですけど、私たちが今まで、いわゆる総務省方式で私たちは今まで固定資産台帳ができてなくても、固定資産ということ、含めたものを示されてたわけですけども、今回の固定資産台帳の整備による確かな数値と、今までの総務省方式での改定モデル示されていた、固定資産の数字というのは、どこがどういうふうに違うのかということをちょっと簡単に。簡単にで結構です。

○森重財政課長

固定資産台帳の関連でございます。現在は、その固定資産台帳というのがございませんので、じゃあどのようにして数値をはじいているかというと、毎年財政課のほうで作成しております決算統計、この統計情報において、固定資産を取得するのに幾ら予算をつぎ込んでいるか、そういった投入予算額を用いて作成しております。したがいまして、個別の固定資産の積み上げではございませんので、なかなか精緻なものにはなっていないということはございます。固定資産台帳の作成につきましては、そのあたりの今のやり方がどうなのかという議論がありました。その関係で、とにかく固定資産一つ一つの情報を作成し、一つずつの固定資産の年度末の価格の積み上げで、財務書類を作成しようということとなっております。したがいまして、予算の投入額であった情報から、個別の固定資産の年度末の価格の情報の積み上げに変わることになります。

以上でございます。

○森重委員

ちょっとよくわからないですけど、じゃあ、今の固定資産台帳というのは、一つのそ ういう固定資産に対して、どこからどこまでのものを示すわけですか。見方として。

範囲というか、今までは、私もわからないから勉強してるんですけど、今までは、投資的経費を積み上げて、固定資産として使ってたわけだけど、今度は、固定資産台帳をつくるということは、一つの要するに公共施設に対して、買ったときから今までの償却がどのぐらいになってるかっていう価値を出すわけじゃないんですか。その辺のところがちょっとわかったほうがいいかな、捉え方として。

○森重財政課長

固定資産台帳の数値のはじき方でございます。今議員おっしゃいましたように、取得価格がまず初めにありまして、そこから減価償却、毎年度見ていきまして、年度末の価格を出します。その積み上げたものがその年度の資産の総額というものになります。

以上でございます。

○森重委員

済いません。予算審議、大事なとこなので、この過程が大事なとこなので、今後のいろいろ財政経営に対しまして、こういうきちっとした数値がやっぱりつかめないと、なかなかやはり、丼勘定ではいかない部分もございますので、しっかりこの公会計制度、わからないなりにもやっぱりついていかないと、今後のやっぱり財政は厳しいなってことを感じますので、私たちも勉強しなければいけませんけども、そういう意味で、またしっかり教えていただきたいというふうに思います。了解しました。

以上です。

○四浦委員

ちょっと淡泊にお聞きしますが、大変心配になるようなデータも出ておりまして、例えば、予算説明資料の109ページをいただければと思います。基金の状況が示されております。流用可能な基金である財政調整基金並びに減債基金が、合わせて14億2,000万円の取り崩しということで、過去最高だということのようですが、あわせて、これは予算概要のほうの9ページです。9ページには、いわゆるちょっと管轄が違いますが、地方交付税の模様だとか、市税収入の推移だとかいうものが紹介されて、財政力指数の推移、これまた合併から10年を経過して、いわゆる合併算定がえが段階的に縮減されるという説明などもこの中にありまして、これから、主には単年度の予算編成ということで示されておるわけですが、これから、特に大型建設事業である光総合病院の建設問題などとも絡めて、非常に歳出が膨らんでくるというふうなことがありますが、今後、数年というようなくくり方はおかしいんですが、財政の見通しというのがどういうふうに打ち立てられているかをお尋ねしたいと思います。

○森重財政課長

今後の財政見通しということでお尋ねをいただきました。まず、歳入歳出それぞれ分けて御説明をいたします。まず、自主財源の根幹であります市税収入、これにつきましては、近年、法人税割額を中心として、大幅な減収となっております。このことが、例えば財政力指数であるとか、先ほど言われました基金の取り崩しであるとか、そういった方面にいろいろ影響を及ぼしているものでございます。今後、病院の建築という新たな財政負担もございます。これについては、事業費の4分の1を一般会計が負担しなければいけないわけですが、これについては、合併特例債、これを100%充当するということにしておりますので、当面、すぐに病院に対する負担により財政動向が変化するとは考えておりませんけれども、いずれにしましても市税収入、これに注視しながら、財政運営を行っていく必要があろうかと思っております。

歳出のほうでございますけれども、公債費、市債の返済の部分でございますが、28年度予算では、前年度と比べますと7,800万円の減ということにはなっておりますけれども、過去に借り入れました臨時財政対策債、こういった借り入れが大きくなっておりま

す。これはもちろん後年度の交付税措置によりまして、その全額が財政負担になるわけではございませんけれども、借り入れであることには変わりございませんので、当然歳出予算を縛るものでございます。こういった、公債費の負担は、今、財政健全化計画でも目標を立てておりますけれども、公債費負担を客観的に示す実質公債費比率、この比率を、今16%以下という目標を立てておりますけれども、こういったものを堅持して、適正な公債費の管理に努めてまいりたいと考えております。

いずれにしましても、最初に申し上げました市税収入、これが今後どう動くかによって、財政運営をどのように行っていくかが決まってくるかと思います。こういったあたりは慎重に財政運営を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○四浦委員

ちょっとしゃべりにくくなったんですけど、いわゆる根幹は市税収入がどう動くかと、こういう話でしたから、市税収入の問題については、明日の市民部とのやりとりで、いろいろお聞きをしたいと思いますが、市税収入と一般的に言うけれども、法人市民税に的が絞られるというふうなことなんですか、簡単にこの問題は所管外ですから、簡単にお聞きしますが、いかがですか。

市税収入が根幹だと言うから、市税収入一般ではなくて、それは、法人市民税ではないかというふうにお尋ねしております。

○森重財政課長

先ほど

申し上げました市税収入、これは今仰せのように、主に法人税割額、この年度間の変動 が財政に大きく影響を及ぼしていると考えております。

以上でございます。

○四浦委員

全体の規模からいいますと、これ、財政健全化計画が予算の概要の11ページに出ておりますが、あとは、12ページは行財政改革大綱ということになっておりますが、この財政健全化計画、何項目かあります。歳入と歳出でそれぞれ4項目、5項目ありますか。これで28年度の目標額を計算して、私が、くりゃよかったんですが、ちょっとやっぱり、提示された側にお尋ねをしたいんですが、総額幾らになるんですか。

○森重財政課長

平成28年度におけます財政健全化計画の目標額、これは1億1,932万4,000円でございます。

以上でございます。

○四浦委員

単年度で1億円超えるというふうなことなんですが、ちょっと大まかな話ですから、 私は、本日はこの程度にとどめておきたいと思います。

終わります。

討 論

○四浦委員

議案第1号平成28年度光市一般会計予算に反対の立場で討論をいたします。

本会議では詳しく述べたいとは思いますが、ここでは少し的を絞った形でまいりたいと思います。非常に残念なのが、市政方針で市長が非常に長い、1時間にわたる演説というか、やられましたが、残念なのが、光市民にも依然として、東日本大震災、福島原発の事故からちょうど丸5年になるこの時期に、やはりその原発問題に全く触れないというふうなところはいかがなものかというふうに思うわけでありますが、しかも、市長の選挙公約と言ってもいいと思います。4年前の10月に行われた、地方紙にも発表されました選挙公約では、上関原発には賛成できないと、こういうふうに言っておったんですが、その後の議会の質問等に答えてしゃべるには、「現状では」が頭につく。「現状では」がつくのとつかんのと、月とすっぽんぐらい違いが私はあると思ってます。何か事態が変われば、賛成できないから賛成する可能性を持っているというふうな点で、月とすっぽんと違う。こういうことが指摘ができます。市民の大多数が言うまでもなく上関原発は絶対建ててほしくない。こういうふうなことが、私どもがやったアンケート調査でも、あるいは東京の電話代行業に依頼してやってもらった光市への世論調査でも、そういうふうに出ているわけである。

あわせて、公共料金問題では、浄化槽の清掃料金については、市民に心を寄せるよりは、特定の業者に肩入れするというふうなことが一般質問の答弁等で明らかになりました。上下水道の値下げも非常に大事なテーマで、市民から見ればほんとにやってほしいというか、今まで値上げ続きでしたから、こういうふうな問題がありました。ましてや周南市に水が売れるということがあって、未だにまだかつて大幅に値上げした料金を引き下げるという意思表示がないということで、やはりこれで光市民の願いに沿っているのかということが問われているということを強調しまして、議員諸氏の賢明なる御判断をお願いをいたしまして、反対討論といたします。

採 決:賛成多数「可決すべきもの」

3 市民部関係分

- (1)付託事件審查
- ①議案第12号 光市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

説 明:縄田地域づくり推進課長 ~別紙

質 疑

○笹井委員

議案12号について、名称が変わるというのは今の説明でわかりましたが、中身がどう変わるのかというとこも、ちょっと聞いてみたいと思います。

まず最初の質問としては、今まで公民館だったものがコミュニティセンターになると、 どこがどのように変わるのでしょうか。

○縄田地域づくり推進課長

公民館からコミュニティセンターになると、どこが変わるのかという御質問でございますが、公民館は社会教育法に基づく施設であり、学術、文化事業など生涯学習活動を実施するための拠点施設と位置づけられていますが、現在、本市の公民館では、地域の課題解決や活性化など地域づくりを中心とした地域活動の拠点施設として活用されておりますことから、平成28年度に全ての公民館を実際の活用実態に合った名称でありますコミュニティセンターに移行することとしております。

そういったことから、コミュニティセンターへの移行に伴い、これまでの公民館と大きく変わるところはございませんが、社会教育施設としての位置づけがなくなることで、地域の課題解決や活性化を目的とした地域づくり活動であれば、これまで以上に地域の特性を生かしたさまざまな事業の展開が可能になるものと考えております。

以上です。

○笹井委員

もうちょっと突っ込んで聞いてみないと、実態がちょっとよくわからないんで、ちょっと突っ込んで聞いてみます。

まず、コミュニティセンターの管理する団体というのはどこになるのか。そして、管理者というか責任者みたいな人はどなたになるのか、ちょっと教えてください。

○縄田地域づくり推進課長

コミュニティセンターは市の施設であります。そういったことから、管理自体は市で行うことになります。施設の管理者は、コミュニティセンター館長という形で市が任命することになります。

以上です。

○笹井委員

3月議会は所管事務調査がないので、議案に絡めていろいろ聞いてみますけども、前の議会の答弁で、コミュニティセンターになるときに、自動販売機の設置についても検討したいというような答弁あったと思いますが、この条例制定もしくはこの4月からの施行に向けて、ここの取り組みはどうなっているでしょうか。

○縄田地域づくり推進課長

自動販売機の設置についてでございますが、さきの12月議会でもお答えしておりますように、地域住民等からの意見もありますことから、現在、関係所管等と設置に向けた協議を実施しております。

以上です。

○笹井委員

わかりました。あと、コミュニティセンター、今でも公民館でもそうなんですけど、なかなか、どなたが責任者で、職員の方がどなたなのかというのが、なかなか掲示がないとわからないということを、私、何回か指摘させていただきました。コミュニティセンター化に当たって、センターは今度、センターのセンター長さんになるんですかね、それからコミュニティーの担当の職員の方の名称とか顔写真の掲示というのはなされるのでしょうか。

○縄田地域づくり推進課長

センター館長及び職員の顔写真の掲示ということでありますが、新年度の公民館からコミュニティセンターへの移行とあわせまして、館長及び職員の氏名と顔写真を掲示する予定としております。

以上です。

○笹井委員

コミュニティセンターの建物になりますけど、中には依然として支所が併設されておる公民館、新しいコミュニティセンターも何カ所かあるわけですけれども、支所の職員の名前とか顔写真の掲示というのはなされるのでしょうか。済いません、支所じゃなかった、出張所ですね。ちょっと出張所の状況をお聞きしたいと思います。

○古迫室積出張所長

室積出張所は既に設置をしております。 以上です。

○寺本浅江出張所長

前回御報告いたしましたとおり、浅江出張所では以前から表示しております。 以上です。

○田中三島出張所長

カウンターに既に設置しております。 以上です。

○高橋周防出張所長

周防出張所につきましては、今年の1月から写真と名前の掲示を行っております。 以上です。

○笹井委員

わかりました。あと予算とか経費についてもお聞きしたいとこですけど、これについては別号議案で予算が上程されてますので、そちらのほうでお尋ねしようかと考えます。 この項を終わります。

○田中委員

済いません、2点ほどお聞きしたいんですが、条例を改正した後の対応ということで少しお聞きしたいんですが、公民館からコミュニティセンターになって、看板とか、あと道路にも場所によっては何々公民館という表示が今あると思うんですが、そのあたりのコミュニティセンターっていう表示への表示がえは行われるのか、お聞かせいただければと思います。

○縄田地域づくり推進課長

今現在の公民館の看板のかけかえにつきましては、4月1日までにコミュニティセンターの名称の看板にかけかえることとしております。 以上です。

○田中委員

済いません、ちょっと所管が変わるのかもしれないんですけど、道路にも表示してある部分があると思うんですが、そのあたりは対応はどのようにされるのでしょうか。

○縄田地域づくり推進課長

道路の看板というのは、今、私が把握しているのに光井があります。この看板についても、4月1日の移行に合わせて、コミュニティセンターに変更することとしております。

以上です。

○田中委員

わかりました。それと、もう一つお聞きしたいのが、各公民館、公民館まつりとか公 民館報というものを出しているんですが、それも全てコミュニティセンターまつりとか、 コミュニティセンター報というような形になると考えてよろしいですか。

○縄田地域づくり推進課長

4月1日から公民館自体が廃止になりますことから、現在の館報や各公民館で発行しています通知等、そういったものにつきましては、名称が変わることになります。

ただ、館報の名称につきましては、現在の各公民館が、これからどういった名称にするかというのを決めることから、コミュニティセンターという名称になるかどうかというのは、現在、わかっておりません。

以上です。

○田中委員

わかりました。名称がどうなるかわからないというところはあるんですけど、公民館という名前が残ってしまうと、やっぱりせっかく条例として変わったのに、同時に同じ名前が2つあると、地域住民のほうも混乱していきますし、将来に向けてわけがわからなくなってしまうんで、そのあたりはしっかり市のほうから指導して、コミュニティセンターというものに変えていただけたらと思います。

以上です。

討 論:なし

採 決:全会一致「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

②議案第13号 光市消費生活センター条例

説 明:藤本生活安全課長 ~別紙

質 疑

○笹井委員

では、ちょっと今の説明について質問いたします。

今、13ページの説明で内閣府令に準拠しないところの説明がありました。内閣府令8条3号で内閣府令のほうでは消費生活相談員の試験に合格した人の配置ですが、光市としては、そこは規定せずに、有資格者と同等の方を配置することを考えているということでした。内閣で定めた基準ではないわけですから、この同等というのは、例えばほかにどういう資格を考えているのか、あるいはどういう経験をもって同等とされとるのかを教えてください。

○藤本生活安全課長

消費者安全法の改正により新しい試験が今年度から始まります。今現在では、消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタントのいわゆる3資格が、生活相談員の資格となっております。今後5年間は経過措置で、新資格に移行しなくてもオーケーということでありますので、経験豊かな人を資格を持った人を限定しなくても、仕事ができる人を採用したいという思いがあります。

○笹井委員

以上です。

今、前段で話された、そういう別の資格があるのであれば、それをもって充てるというのはいいと思うんですけど、ちょっと後段で気になったんですけど、結局、経験が豊かであったら、そういう資格とか免許とか全くない人でも、そこの相談員、アドバイザーとして雇用され、無資格の人でも経験があれば雇用されるということも考えておられるのでしょうか。

○藤本生活安全課長 将来的には考えています。

○笹井委員

恐らく準拠しないということで、準拠すれば、国のほうにお任せでいいんですけど、 準拠しないということであれば、それなりの考えを持って対応されてこういうことをさ れたんだろうと。一応説明はわかりました。

ほかにも消費生活センターで聞いてみたいこともあるんですけど、またこれは予算が 上がってますから、予算のほうでお聞きしたいと思います。

討 論:なし

採 決:全会一致「可決すべきもの」

③議案第19号 光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

説 明:田村市民課長 ~別紙

質 疑:なし

討 論:なし

採 決:全会一致「可決すべきもの」

④議案第23号 光市空家等の適切な管理に関する条例

説 明:藤本生活安全課長 ~別紙

質 疑

○田中委員

71ページの第3条に、市民等は特定空き家等と認められる空き家等があると認めるときは、市にその情報を提供するよう努めるものとするとしてあり、2条のほうに市民等ということで説明が書いてあるんですが、これは、例えば自治会とかじゃなくて、個人でも情報提供者として認められるということですか。

○藤本生活安全課長

そのとおりでございます。

○田中委員

それで情報提供が市民のほうからあるわけなんですが、情報提供者へのこの対策審議会の中での検討結果については、報告はされる予定があるのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

○藤本生活安全課長

特定空き家に認定するには、

以前からの住宅の状況等を勘案して、こういった指導をお願いしたという報告はいつも 情報提供者にはしております。

○田中委員

わかりました。情報提供者のほうもどうなったかというところは気になるところだと思いますので、しっかり報告して、個人から情報提供ということなので、特に近所づき合いの中での情報提供というものもあって、何ていうんですかね、これがきっかけでもめごとになるっていうことがないように、しっかりそのあたりを見ながら行っていただけたらと思います。

以上です。

計 論:なし

採 決:全会一致「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

⑤議案第1号 平成28年度光市一般会計予算(市民部所管分)

説 明:縄田地域づくり推進課長、藤本生活安全課長、寺本浅江出張所長、田中市民部 次長、田村市民課長、大山人権推進課長 ~別紙

・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・

質 疑

○林委員

2点ほどお尋ねをいたします。

ページで55ページなんですけれど、55ページの地域づくり支援センター管理事業の中で、太陽光発電装置設置工事で2,910万円上がっておりますけれど、これは先ほど御説明では県補助金を活用して行うということを御説明いただきました。今後、この地域づくり支援センターは災害時の避難場所にもなっておりますが、この太陽光発電装置がセンター全ての電源を賄えるかどうか、このあたりを御説明いただきたいと思います。

○縄田地域づくり推進課長

太陽光発電装置の施設への設置につきまして、施設すべての電気代をその設備で補えるのかということと思いますけど、整備費用には、先ほど議員さんが申されましたとおり、山口県防災拠点再生可能エネルギー等率先導入推進事業補助金というものを活用しておりまして、この補助金の目的は、避難所として災害等による停電時の必要最小限の電力を確保することというところにありますことから、発電・蓄電能力等についても制限が設けられておりまして、施設の電力を全て賄うことができる容量の装置を整備することは不可能となっております。

以上です。

○林委員

わかりました。そこで全部は賄えないということでございますけど、センターの中でそういうふうな災害時の避難所ということで、そのあたりでどの程度、災害時には電源が使えるかという部分を教えていただけますか。言い方がちょっと難しいですけれど。

○縄田地域づくり推進課長

太陽光パネル自体は10kw、それから蓄電池は15kwのものを整備することとしておりまして、現在予定しておりますのは、実際に住民の方の避難場所となります和室の部屋、それからトイレ、階段などの共用部分、それと事務所には情報を収集するためのパソコン、それから複合機、そういったものの電源を確保する程度の容量のものを想定しております。

以上です。

○林委員

ありがとうございました。そしたら、災害時には皆さんが避難されても、十分な電源

が賄えるということで今おっしゃった部分ですけれど、けがのないようになるということでありますが、安心安全のためにも、しっかりとそういうところに心を砕いてくださったこと、うれしく思っております。今後ともしっかりと取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それと、引き続きまして、もう一点お尋ねをいたします。71ページなんですけれど、 市税等の徴収事務費のところで中段よりちょっと下になります。滞納整理システム借り 上げ料っていうのがございますけれど、これはどのようなシステムなのか。内容と、使 うことによって、効果とメリット等も教えていただきたいなと思います。よろしくお願 いいたします。

○井上収納対策室長

まず、滞納整理システムの内容についてでございますが、滞納者の財産、家族構成等 あらゆる情報を一元管理し、名前等で検索することにより、催告書、差し押さえ関係の 書類作成を即座に行うことができるというふうな機能を備えたシステムでございます。

次に、滞納システムの効果、メリットについてですが、収納業務に関して、収納対策 室では、地区担当制をとっております関係から、担当者が不在なときに、担当外の方が カウンター等に来られても、誰もが滞納額や過去の約束、交渉経過が即座に閲覧でき、 適切な対応がとれるというところでございます。

以上です。

○林委員

ありがとうございました。わかりました。皆さんでそういうことが共有できるということで、そういう理解でよろしいでしょうか。

○井上収納対策室長

そのとおりでございます。

○林委員

ありがとうございました。終わります。

○田中委員

55ページの地域づくり支援センターの管理事業のほうでお聞きするんですが、清掃委託料の77万9,000円っていうものがあります。これは前年度が61万6,000円で、あとマット、モップっていうのが前年度、16万3,000円っていうのがあったんですが、これが一緒になったと考えてよろしいですか。

○縄田地域づくり推進課長

そのとおりでございまして、清掃委託料につきましては、平成27年度更新分から契約 内容にマット、モップの使用料を含めたものに変更しております。 以上です。

○田中委員

そしたら、これは前のときは業者は違う業者で今回一緒になったという考え方なのか、 それとも、業者は同じでそれが一緒になったのか、考え方は、どちらでしょうか。

○縄田地域づくり推進課長

これまでは、清掃業者とモップの納入業者は違っておりました。ただ、清掃業者がマット、モップの納入についても可能ということで、今回から一緒にしております。 以上です。

○田中委員

わかりました。それで受けれるメリットというのは、予算的に見ると同じ値段になっているんですが、どういったメリットがあるのでしょうか。

○縄田地域づくり推進課長

平成28年度につきましては、まだ見込みという形で予算を計上しておりまして、実際は、27年12月から新たに契約を変更していますけど、その金額は多少下がっております。それから、事務的にもマット・モップについては、これまで毎月請求をいただいて、毎月支払いをしていたというところがありますので、事務的にも一緒にするということで負担が軽減されております。

以上です。

○田中委員

わかりました。事務的にも少し楽になり、また経費的にも下がる可能性があるという ことで、今お聞きしました。

それで、57ページ、コミュニティセンターの運営事業になるんですが、これも管理事業のほうで清掃委託料があって、運営事業のほうでマット、モップ使用料ということで、27万円上がっています。これは管理と運営ということで、今年度は別々で上がってるんですが、これの考え方について、同じようにメリットがあるのであれば、変更していく方向がいいのではないのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○縄田地域づくり推進課長

コミュニティセンター管理でありますけど、これは現在の公民館の管理部分になりますが、これにつきましても、27年度の更新分から清掃業者にマット、モップの使用料を含んだ契約内容にしておりまして、27年度は浅江、三島、周防、光井、室積の5館を更新いたしました。残りにつきましても、今後更新時期を迎えましたら、清掃委託料の中にマット、モップを含んだ契約内容にしていきたいと考えております。

以上です。

○田中委員

わかりました。27年度からの減額部分がそういうことなんだなということで理解しま した。ほかの施設でもこういったものがあるので、ほかの部分はまた他部門で見ていき たいなと思います。

続きまして、57ページの上側のコミュニティセンター管理事業の警備手数料と清掃委託料についてなんですが、これが26年、27年、28年とだんだん値段が上がっていって、予算ベースなんですが、値段が上がっていってるところがあるんですが、このあたりについて内容が変わったのか、それとも何か理由があるのか、お聞かせいただければと思います。

○縄田地域づくり推進課長

コミュニティセンター管理事業の警備委託料の増額でありますが、この増額につきましては、新たに室積コミュニティセンターが供用開始になり、この室積コミュニティセンターに機械警備を入れております。そのことから金額のほうが上がっております。 以上です。

○田中委員

同じように清掃委託料のほうも室積コミセンと考えてよろしいですか。

○縄田地域づくり推進課長

清掃委託料につきましては、先ほど申し上げましたとおり、マット、モップの使用料が契約内容に加わったことから、金額が増額しております。 以上です。

○田中委員

わかりました。先ほど聞いたのに済みませんでした。ありがとうございます。 続きまして、61ページの防犯灯等現状調査委託料ということで、LEDの防犯灯リース料等が入っておりますが、防犯灯リースによるLED化について、電気代についてどうなるのか、お聞かせいただければと思います。

○藤本生活安全課長

電気代ですが、27年度の防犯灯運営補助金、これは自治会の電気代の光市補助金になってます。これが市内防犯灯5,000灯の防犯灯運営補助が27年度ベースでいうと800万円ありました。この分を試算で計算しますと、削減効果が、光市の電気代補助金が317万円と、あと各自治体の負担がLED化により317万円の計634万円が29年度からいわゆる削減効果になると考えております。

以上です。

○田中委員

わかりました。大幅な減額になると思うんですが、これリースをする中で、そのリース会社がまとめて電気代を支払ってという考え方も一つできるのではないのかと思うんですが、そのあたりについて、自治会が負担してる電気代というのは、今のシステムのまま自治会が払って、それを申請をして、半分補助をいただくという流れがそのまま残ると考えてよろしいんでしょうか。

○藤本生活安全課長

今現在で考えますと、2分の1の電気代補助ということで、2分の1は自治会が負担していただくという形になっております。 以上です。

○田中委員

現状そうだと思うんですが、全灯リース化することによって、例えばそのリース会社さんが電気代もそのまま支払って、灯数の数によって、こちらのほうから補助金という形で自治会に配分すれば、自治会が今申請してる部分の事務的な負担が減ると思うんですが、そういった考え方、またリースの中にそういった一体化システムがあるのかどうかというとこでお聞きできればと思います。

○藤本生活安全課長

今まで協議したリース担当事業者においては、そういった電気代含めて、一緒にリースするというのは、まだ聞いたことがありません。 以上です。

○田中委員

わかりました。いろんなケースがあって、今、電気の民営化という部分もあるので、 ちょっとそのシステムがあるのかどうかわからないですけど、そういったことが可能で あれば、各自治会の事務的な負担も減ってくると思います。ぜひ検討していただければ と思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

そしてもう一つ、71ページの先ほど先行委員が質問しました滞納整理システム借り上げ料の374万円についてお聞きするんですが、これが平成27年度のときにシステムをリース化することによってということで、93万5,000円予算計上されております。これが大幅に増額になっているんですが、これの説明をお願いいたします。

○井上収納対策室長

まず、前提条件からお話ししないといけないんですが、現在の滞納整理システムは、 国の補助制度を利用したため、買い取り方式で購入をしておりました。平成27年5月末 で耐用年数の5年を経過し、補助制度もなくなりましたことから、27年度においては、 平成28年の1月から借り上げ方式に移行する予定でございました。それで3カ月分の93 万5,000円という金額を予算計上しておりましたが、マイナンバー制度の導入ということがございまして、仕様の変更にメーカーのほうが非常にてこずっておりましたことから、仕上がりまして入札が行われましたのが2月でございましたので、3カ月分に対して1月分の支出をしたということです。予算自体は3月分をとっておったということです。

それから、28年度につきましては、もう契約のほうを締結をいたしておりましたのですが、予算要求時期とその契約の締結の時期というのが、順番が逆になっておりましたので、見込みにより、リース料を1年間分計上しました。予算としては、27年度は3月分、28年度は1年分と、こういうことになっております。

○田中委員

わかりました。前年度は3カ月分だけ上がってて、今年度は12カ月分上げてるという ことで理解しました。

以上です。

○笹井委員

それでは、全部で六、七項目ありますが、順番にちょっと予算書の若いページからい こうと思います。

55ページ。予算書の55ページの中段、地域づくり推進事業の中で、地域づくり推進事業交付金が1,495万円あります。先ほどの説明で28年から各地区のコミュニティ協議会の役員の活動について増額したということですが、この増額部分、変わった部分というのは、具体的にどういう方にどういう形での支援というか、お支払いがあるのでしょうか。

○縄田地域づくり推進課長

28年度分の交付金から役員等活動費として金額を増額しておりますが、この使用内容につきましては、コミュニティ協議会の三役あるいは各部会長等の手当または各部会の会議等を開催するための費用という形で使われることを想定しております。

以上です。

○笹井委員

わかりました。55ページの下のほうにはコミュニティセンター管理事業とありまして、 館長とか職員さんには、当然これは今まで報酬が手当てされとったわけですけれども、 それ以外の方について、今までは本当にボランティアだったということで、それがある 程度手当てができるようになったということは、私はこれは大いなる前進だと思ってお ります。金額的には、これは一公民館幾らというような、そういう額があるもんなんで しょうか。

○縄田地域づくり推進課長

金額でありますが、1カ所のコミュニティ協議会に対しまして、役員等活動費としましては10万円を計上しております。ただ、牛島につきましては、役員の人数等が少ないということで、2万円ほど計上しております。

以上です。

○笹井委員

わかりました。各地区のコミュニティ協議会、地区によって随分構成とかメンバーも 違いますので、それはそれぞれの実態に合った形で交付することになるのかなと思いま すが。ただ、交付金ではございますので、どういう役職の方に幾ら交付したのかという のは、これは決算段階で私はきちんと把握されてなければいけないと思うんですけど、 そこは使用結果みたいなものはわかるのでしょうか。

○縄田地域づくり推進課長

コミュニティ協議会の予算・決算につきましては、コミュニティ協議会の総会の中で 毎年報告しておりますが、市としましても、決算書を提出していただきまして、また、 毎年実地による監査も行っておりますので、使用内容については把握できております。 以上です。

○笹井委員

私どもも予算・決算の審査をしなければいけないという義務と責任もありますので、10万円交付して終わりというだけではなくて、実際の公民館でどういうふうな使われ方されとるかというのは、私も決算時に尋ねる予定ですので、ぜひそれがきちんと回答できるよう、把握のほうをお願いいたします。

これはあくまでも、役員に対しての報酬的な交付でということでよろしいんでしょうか。それとも、これ団体、公民館の中もいろんな団体を抱えてますけど、そこの団体の補助金的に交付されることはあり得るのでしょうか。

○縄田地域づくり推進課長

今回の役員等の活動に対する増額の部分につきましては、コミュニティ協議会の役員 等に対する手当的なものというふうに考えておりまして、それをほかの団体の役員ある いはほかの団体に再交付することはありません。

以上です。

○笹井委員

わかりました。コミュニティセンター自体のことの、ちょっと運営の経費のことを聞きます。各地区によっていろんなやり方があるので統一的なものになってないのかなと思うんですけど、コミュニティセンター全体の運営の経費というのはどのようになっているのか。そして、それらは予算とか決算できちんと公開されているものなのでしょうか。

○縄田地域づくり推進課長

コミュニティセンターの予算・決算につきましては、先ほど予算の中で御説明しましたとおり、市の一般会計の中にコミュニティセンターの管理事業、運営事業等によって計上しておりまして、当然、決算報告でもこのあたりについては御説明する予定にしております。

以上です。

○笹井委員

わかりました。あとは今で言う公民館、コミュニティセンターの中に活動を拠点にしてるいろんな団体があります。これは前の議会でも聞きましたけど、いろんな教育長所管があったり、福祉所管があったりでいろいろあって、お互いに持ちつ持たれつ協力したりしてやっておるというのは、どこでもそうだと思うんですけれども、この辺がちょっと、実際にお金が、必要なとこが必要な形で賄えているのかどうか。今現在、現状ではわからないという問題点もありますので、この辺は私も今後またコミュニティセンターになった段階で確認して、もし問題があれば、その際に質問していきたいと思います。

次、同じ55ページですが、地域づくり支援センターのほうにまいります。地域づくり 支援センター、まず管理委託料が216万円計上されてますけども、これの委託先はどこ にどんな方法で委託しているのでしょうか。

○縄田地域づくり推進課長

地域づくり支援センターの管理事業の管理委託料でありますけど、これはシルバー人 材センターに夜間及び土日・祝日の施設管理委託ということで支出しております。 以上です。

○笹井委員

従前と同じだから、そうなのかなと思いますが、他市の事例なんかを見ると、この地域づくりの部分をNPO法人に委託をする、あるいはそういうのを公募するという事例もあるわけですが、光市においては、この地域づくり支援センターの管理について公募や委託、そういった選考することは考えておられますか、おられませんか。

○縄田地域づくり推進課長 現在は考えておりません。 以上です。

○笹井委員

地域づくり課の職員の方もあそこにおられますので、ちょっと全体的な地域づくりを どういう体制で考えていくのかというは、これは時代の流れに沿って、もうちょっと私 もよく勉強して提案していきたいと思います。

では、予算説明資料の23ページ、ここの中段にも地域づくり推進事業がありまして、 地域づくり推進事業の中段に地域ふれあい協働事業、若手職員の協働隊で予算上8万円 です。これはどっかの費目に中に入っておると思うんですけれども、これについてお聞 きしたい。これは職員の人がどのエリアかというのは、これは今どうなんでしょうか、 自由に選べるのでしょうか、それとも、決められたとこをやるんでしょうか。

○縄田地域づくり推進課長

地域ふれあい協働隊の件でありますけど、このふれあい協働隊自体は、地区別に5隊に分かれておりまして、職場、年齢、男女比率などを勘案して配置しており、隊員個人が活動地区や事業を選択できるというものではありません。

以上です。

○笹井委員

私はこの事業自体は、ものすごく高く評価をしております。ただ、実施時期が去年の 秋からですかね、夏からですかね、当初予算に載ってなくて、途中で出てきたので、こ この議論の熟度がないままに、実際現場でよくやられとるのは見とるんです。ちょっと 私としても理解が全部できてないまま、現場では頑張っておられるということなんで、 ちょっとここでやっぱりいろいろ質問はしておきたいんですけれども。

いろんな地区にいろんな事業があります。今、地区は決めてやるんだということですけれども、内容とか地区によって、自分が割り振られたのをやるのは、これはある意味当然と思います。しかしながら、それ以外でもこういうとこを手伝いたいとかやりたいというような意思を持った職員の方もおられると思うんですが、そういう方が希望する事業に参加することはできないのでしょうか。

○縄田地域づくり推進課長

地域ふれあい協働隊は、職員の研修の一環として行う事業でありまして、こういった 事業に参加する中で、隊員が別の地域の事業に参加してみたいということであれば、これは個人的に参加するということになろうかと思いますし、また、ふれあい協働隊に参加することで、地区の事業、行事に興味を持っていただいて、個人で積極的に参加していただくという形になれば、この事業を実施する成果があるのかなというふうに考えております。

以上です。

○笹井委員

ようやく私としても、すごくいい回答が返ってきたなという感じです。実際に私も市内の事業にいろいろ出たときに、市の職員の主に若手の方ですけれども頑張ってやっておられると。その中でやっぱりいろいろ話がはずんだり楽しくやられたりで、ちょっとほかの事業、それが機会になって、いろいろまた地域の社会活動をやられるような方も

出てきておるように私は認識しております。そういう職員のやる気がある人はどんどん、当然、業務とはちょっと離れますから、アフター5だったり土日だったりということになると思いますけども、そういうとこは職員の方が自由に意欲に応じた形でできるようにしていただきたいと思います。国体のときでも、やっぱスポーツが得意な方が光市所管外の行事でありましたけれども大活躍をされたというようなこともあります。私自身も昔いろいろ勤めとったときに、こういうほかの部局の手伝いをすることによって、大いに勉強になったという覚えがありますので、ぜひそういう意欲のある方に対しては柔軟に応じてあげていただきたいと思います。

では、予算書のほうに戻りますが、61ページ。61ページの中段にLED化があります。 ちょっと先行委員とかぶりましたので、ちょっと内容を一部はしょりますが、LEDの 色、防犯灯の色というのは、これは基本的に全部同じ色なんでしょうか。そして道路照 明とかの色もこれも決められた色があると思うんですけど、それとは同じものなのか、 違うものなのか、教えてください。

○藤本生活安全課長

LEDの色なんですが、今現在においては白色系の色を考えております。その理由としては、防犯力の強化、明るい、光る範囲が広いという理由から、今白色系を選んでおります。

それと道路照明なんですが、いわゆる水銀灯、LED灯についていったら白色系の電源になっておりまして、あと一部高圧ナトリウム灯については暖色系の照明となっております。

以上です。

○笹井委員

わかりました。本当ごく先進的な観光地においては、色をそろえるとかいうことをやっとるとこもあるんですけど、なかなか所管も違うし、光の場合はそこまで難しいのかなとは思います。ただ、今回LED化を進めてリースで市内一斉にやるということは、これは光市が他市から見ても先進的に取り組む分野かなとは考えております。

これLED化するのは、28年度のある時期、終わりの時期ですか、LED化がスタートするわけですけど、そこでやっぱり何か、何かスタートするとき、私は必ず行事とかイベントみたいなものは必要だと思ってるんですけれども、LED化については、そのようなイベントみたいなものは考えておられますでしょうか。

○藤本生活安全課長

今の段階においては、イベント、開通式みたいなものは考えておりません。

○笹井委員

やっぱ何か物事、事業があるときにイベントをやれば、関係者あるいはマスコミとか 市民も、これが始まったんだなとわかりますので、ぜひ何かいいイベントを考えていた だければと思うんですけども。私もちょっとイベントにはいろいろ知識と経験はあるんですけど、ちょっと今、いいネタ、材料がありません。ちょっと自分でも考えてみたいと思います。

それで、61ページの下にまいりましょう。空き家です。空き家の対策事業が18万円ついてます。これは予算説明の中でこれを拡充していくんだというような説明があったと思うんですけれども、予算的には何をどのように拡充するのでしょうか。

○藤本生活安全課長

所有者で相続が発生した場合について、相続人を特定する作業として、司法書士等に 委託料として、相続確定業務として、予算をこのたび新たに9万円新設しました。 以上です。

○笹井委員

わかりました。済みません、先ほど説明ありましたね、御無礼しました。

それでは、63ページにまいりましょう。消費生活支援事業、消費生活センターとか市 民相談とかが入っておりますが、ちょっと先に、市民相談のほうから聞きましょう。

市民相談事業で、先ほどの説明、1階の案内所のとこの相談と、それから弁護士等の相談ということでした。この相談内容について、私は、特に弁護士のほうですか、過去に質問したときは、お任せですので中身がわかりませんというような返答がちょっと1回あったような気がするんですが、現在はどのようになっているか、把握されていますでしょうか。

○藤本生活安全課長

こちらの弁護士相談の中身の内容については、秘密性が高いことから、これまでどおり相談内容については報告は受けておりません。 以上です。

○笹井委員

消費生活センターのほうの相談は、これは直轄で課長さんが上司としてやられとるから、全部把握されとるのは当たり前だと思うんですけど。

一方で、弁護士の相談は、確かに専門的な相談で外部の弁護士さんがやられて守秘義務もあると思いますが、市民からすれば、相談事があって来られてるわけですから、私は市民の人からどういう相談があるのかというのは、きちんと消費生活担当部局として把握しておく必要があると考えております。

弁護士さんが、どこどこの人がどういう相談に来たというのは、確かに守秘義務ですけれども、相談が何件あって、うち、こういう相談が何件、こういう相談が何件という分野別に集計して出すのは、これは別に守秘義務にも関係ないし、きちんとお金を払ってやる以上、そういう形で報告してくださいよということはできると思うんですが、どうなんでしょうか。そういう形の把握はできないんでしょうか。

○藤本生活安全課長

相談受付の前に、離婚問題、相続問題、土地の境界問題等、具体的な個別事項は書いて、その調査票を弁護士さんに持っていくことはあるんですが、その後の結果として、どういう話があり、結果がどのようになったか、今現在は、全く把握することはできません。

○笹井委員

私はそこの消費生活の部局というのは、市民の一番の相談の窓口になるというふうに 考えております。相談を受けたときに、そこの担当課で相談できる内容もあれば、実際 に別部局や別組織で聞かないと相談できないような問題もあると思うんですが、そうい うふうな分野の相談を受けた場合は、そちらの課としてはどのように対応されるのでし ょうか。

○藤本生活安全課長

今までの例からして、福祉部局から高齢者、例えば、生活弱者の方から多重債務等いろいろな相談が参ったものに対しては、必要に応じて担当の高齢者担当、福祉部局のほうに連絡し、解決に向けての協力体制はできております。 以上です。

○笹井委員

あと一つだけちょっと聞きますが、実際にいろんな相談は、そこが一番私は最初に受けるし、私らも想定してないようなことも、そこが私は一番把握ができるのかなと思ってます。

ちょっと1件、清山の水道局の横に屋外広告物があって、ちょっとこれについて相談を受けたことがあるかどうか、また、この件について、ほかの行政機関と相談したことがあるかどうか、ちょっと教えてください。

○藤本生活安全課長

市民からの1件の情報提供ありました。光警察署にいわゆる相談に行き、これはどうなのかという話の中で、法律には抵触しないという回答をいただいております。 以上です。

○笹井委員

わかりました。この件はちょっと私なりにも勉強して、屋外広告物法とか景観条例に抵触するかしないかどうか、いろいろ担当部局に聞いてみたんですけれども、抵触しないということでした。ただ、今後、私はこれ社会問題になってくると思っておりますので、これはまた私として勉強して、また質問などで問いただしていきたいと思います。

ページを変わります。101ページ、人権団体活動補助金が242万円あります。これの必

要性、そして支出先、支出団体名についてお答えください。

○大山人権推進課長

まず、支出先でございます。一つが、山口県地域人権運動連合会光支部、もう一つが、全日本同和会山口県連合会光支部の2団体でございます。この団体につきましては、光市人権施策推進指針に定めております人権課題の解決に向けて、住民の人権擁護活動や社会福祉の増進等の運動に係る取り組みを行っておられる団体で、この取り組みを推進するために支援するものでございます。

以上です。

○笹井委員

人権関係の元の法律は同和対策法でして、これも大分前に廃止されてます。その後継の法案も既に廃止されておるという状況です。ですから、今、人権団体にだけ特別に何か配慮する、特別に推進する団体を助成するという根拠法令は、私はないと考えておるんですが、一応、それあるのかないのか。そして、この補助金というのは、どういう理由で必要なのかお答えください。

○大山人権推進課長

人権関係の法律ですけれども、いわゆる特措法と言われております法につきましては、 正式には「地域改善対策特別事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」という法 律名でございますが、これは財政上の特別措置に関しての法律でございまして、こうい った財政上の措置の法律がなくなったということでございます。

現在、人権に関する法律についてはございませんが、財政上の措置はなくなったとしても、人権課題に対する取り組みは特に必要と思われます。この団体につきましては、 県や、県内で団体の支部を持たれる市町におかれましても、引き続き補助を行っているような状況でございますし、こうした全体的な取り組みの中で人権課題の解決に向けて、 必要に応じて取り組む必要があると考えておるところでございます。

以上です。

○笹井委員

必要があるから計上されておると、一応そういう理屈はわかっておりますが、ただ、 私としても、そういうもとの法律がなくなった段階で、今どういう活動と法的意義があ るというのは、よく見定めていきたいというふうに思います。

次、103ページのふれあいセンターについてです。さっきの説明で、浅江と三輪2つ分あるよということだったかと思いますが、ちょっと浅江のほうを聞きたいと思います。 あさえふれあいセンターの職員数と事業内容をちょっと教えてください。

○大山人権推進課長

あさえふれあいセンターの職員につきましては、次長と嘱託職員の2名です。

また、私、人権推進課長がセンター所長として兼任しております。

事業内容につきましては、光市ふれあいセンター設置条例を定めておりまして、センターにつきましては、地域住民の生活相談や生きがい活動等を通じて、地域福祉の推進を図るために設置するというものでございまして、事業につきましては、生活相談事業、貸館事業、地域福祉事業、人権啓発及び広報活動事業、地域交流促進事業等を行っております。

以上でございます。

○笹井委員

先ほどの説明の中で、広範囲なコミュニティー活動をやっておるという説明でした。であれば、今回コミュニティセンター、ほかの公民館はコミュニティセンターになっておりますけれども、ここはふれあいセンターのままなんですが、コミュニティセンターにするという検討はされなかったのか。されたら、どういう結果で結局しなかったのか、その辺があれば教えてください。

○大山人権推進課長

人権推進課におきましては、検討はしておりません。 以上です。

○笹井委員

出だしが違うので、そういうことになるのかなと思いますが、ただ実態として、コミュニティセンターなんだという説明をされとると、私ども、何でコミュニティセンターにならないのかというふうな疑問も出てきております。公共施設全体については、市のほうで公共施設マネジメントをやっておりまして、その中でいろんな施設についてまた議論が出てくると思いますので、その中で私もまたいろいろ注視していきたいと思います。

このセンターの中で清掃委託料が101万円計上されていますが、これの委託業者の選 考方法について教えてください。

○大山人権推進課長

指名競争入札を行っております。 以上です。

○笹井委員

わかりました。理解いたしました。

最後ですけれども、予算概要のほうにまいりましょう。予算概要11ページの一番上に 収納率の向上で市税収納率の向上に取り組むということで明記がされてます。いつも明 記がされておるんですけれども、具体的に今までこれをしなかったのをこうするとか、 あるいはここの部分を強化するとかいう具体的な取り組みの中身というのがありますで しょうか。

○井上収納対策室長

具体的な取り組みという御質問でございますが、現在、収納対策室のほうでは、まず 従前から夜間徴収窓口を夜8時まで毎月3日実施をしております。

それから、平成27年度からの取り組みについてですが、これまで5月、6月、翌年の2月に2日ずつ実施していた休日窓口を27年度からボーナス時期をチャンスと捉えまして、12月にも1日追加して実施しましたが、28年度以降も継続したいと考えております。次に、口座振替の推進策として、口座振替推進ポスターを新たに作成し、各金融機関、支所、出張所等に掲示を行いました。

来年度以降、特に力を入れる事項としましては、滞納繰越分収入の増収を図るとともに、滞納繰越額及び滞納者件数を圧縮することを目的として、市外へ転出した滞納者、これら現在以上に滞納が増加することがないものについてですが、転出先での課税、財産あるいは給与について徹底した調査を行い、差し押さえ可能な財産を発見したならば、即座に滞納処分を執行することに努めてまいりたいと考えております。

さらには、財産の調査が困難な滞納者につきましては、車、目で見て確認できる財産 であるためなんですが、所有権をナンバーから調査し、タイヤロックを用いて滞納処分 の強化を図りたいと考えております。

本年度からの取り組みでございますが、タイヤロックをしますと、伝えただけで滞納 解消への道が開けたというケースが数件ありまして、来年度以降もその成果に期待が持 てると考えておるところでございます。

以上です。

○笹井委員

私としては、100点満点で150点ぐらいの回答だったというふうに理解をさせていただきます。今まで行財政改革の取り組み、いろんなことを書いてましたけど、毎年中身が変わらないんで、実際どうなのかなと。過去にほかの項目を聞いたときは、ちょっと全然な回答だったこともあるんですけれども、このたびの市税収納率の向上について、28年度は、物すごく力を入れて取り組むという認識を持ちました。ただ、これも結果がつきものですんで決算をお聞きしますが、そのときにまた150点満点の回答をいただけるよう期待しております。

終わります。

○森重委員

1点だけちょっとお伺いをいたします。

予算の概要は25ページ、予算書は101ページですけども、男女共同参画社会の推進事業について、ちょっとお伺いいたします。

概要のほうには、第3次光市男女共同参画基本計画を策定するとともに、(仮称)働く女性のホンネトークを開催というふうに内容が書かれておりますけども、国の第4次

の計画を踏まえて、いろいろと策定もされるのだろうかなというふうに思っております。 そのあたりのお考えと、それと、この働く女性のホンネトーク、このあたりのお考えも 御一緒にちょっと詳しくお聞きできたらというふうに思います。

○大山人権推進課長

昨年末、国では、第4次男女共同参画基本計画が策定されております。また、光市でも、第3次男女共同参画基本計画を平成28年度末に向けて策定作業をしておるところでございます。

この策定に向けてどういう取り組みをしているかということだと思いますけれども、 国の計画策定におきまして、改めて強調されました点のひとつとして、あらゆる分野に おける女性の活躍についての取り組みが上げられております。

また、この平成27年8月に女性の職業生活における活躍の推進に関する法律——女性活躍推進法と呼んでおりますけれども——この法律が成立され、男女共同参画の実現に向けた取り組みが新たな段階となり、この取り組みに関して本市でも検討してまいりたいと考えております。

人口減少が大きな課題となっている今日におきまして、将来にわたって持続可能で活力ある地域社会を構築するため、地方創生の実現、このためには男女とも希望に応じて安心して働いて、結婚、出産、子育てをすることができる地域社会の実現が不可欠と考えておりまして、この中でとりわけ女性の活躍により地域活性化がなされ、社会全体の活動の推進につながることを念頭に置いて取り組む必要があると考えながら、今、骨子案等の作成に向けて検討を進めておるところでございます。

あと、働く女性のホンネトークですけども、これは背景としまして、光市男女共同参画推進ネットワークの会議において、委員の方から「男女共同参画に関するアンケートの回収率が低く、特に若い人の回収率が低いことから、若い人から何らかの形で意見を聞く場を設けたらどうか。」というような声もありましたので、これを受けまして、働いておられる女性の声を生で聞こうじゃないかということで、28年度に10名程度の働く女性、働きながら出産を迎える女性とか、子育てをしながら仕事を両立させている女性などを対象にして、御意見を市長とともにうかがう懇談会を開催できたらいいかなと、予定しておるところでございます。

○森重委員

それはぜひやっていただきたいというふうに今思いました。私はこの予算が今35万円というふうに出ているので、そのホンネトークは、ひょっとしたら、女団連のほうの何か女性の集いとされるのかなと思ったら、そうじゃなくて、別に若い女性の働きながら子育てなんかしてる人の本音をどっかでぱっと聞いて、そういうものをやはりまたこの男女共同参画の基本計画なんかにもしっかり反映していただきたいというふうに思います。

それと、意外に私はここの男女共同参画、私たちも、林委員さんもしっかりやってらっしゃいますけども、今のところ男女共同参画が余り出てないんですが、これから、先

ほど言われましたように地方創生、また防災の面からも、やはり今後女性の活躍という ものは非常に大きなものになってきますし、注視していかなければいけない重要な点で あるというふうにも考えております。

今までは、これまでも政策立案過程での女性の登用とか、女性の働き方とか、また将来指導的な立場で活躍できる人材、女性の人材を拡大していこうなどと、いろいろ今まで1次、2次の計画の中でも御尽力いただきまして、時代背景も踏まえまして、徐々に徐々にですけども、女性のいろんな活躍が一般社会でも求められるようになって、そういう流れができつつあるというふうに感じております。

また、昨今のこの市内のいろんな活動を見てみましても、何かを始めたいというふうな女性の方も本当に多くなってまいりましたし、いろんなところで本当そういう力が、女性って意外にそういう瞬発力もあるし、やれば、本当に何か力を発揮していくというふうなものもございますので、ぜひともこの第4次の男女共同参画を踏まえて、毎回計画書といいますか、それは作成されまして見せていただきますけども、何か一つ、今のように、10人の若い方の声を聞かれるという、すばらしい新たな動きだなというふうにも思うんですけども、ぜひ一歩、そういう女性が何かできる、一歩進む、実際に何か実現できるものを一つ何かつくっていただきたいというふうなことを感じます。

特に、本当はこの策定も、本来だったら、男女共同参画推進室とかというところで女性が中心になってつくったりというふうなところも多いんですけど、なかなかこれも実際には、役所の陣容とかいろんなこともありまして厳しいかとも思いますけども。

一つは、やはり女性のそういういろんな男女共同参画の研修とか情報提供ができたり、また自主的な活動のできるような場所、いわゆるそういう拠点の整備みたいなものが本当はできたら一番いいなというふうにも思っております。まずは計画書づくりということですので、これは要望にしておきますけども、今後の女性のそういう力がどんどんこの光市の中で、地方創生の中でも発揮できますように、一つの大きなたたき台になるように、しっかり頑張っていいただきたいというふうに思います。

よく勉強、まとめていただきまして、ありがとうございました。

討 論:なし

採 決:全会一致「可決すべきもの」

⑥議案第2号 平成28年度光市国民健康保険特別会計予算

説 明:田村市民課長 ~別紙

質疑

○四浦委員

説明の中にもありましたか、子供の医療費の無料化・助成に関して、ここのところを お尋ねしたいと思いますが、助成額総額でいかほどになるか、教えていただきたいと思 います。

○田村市民課長

助成額、一般会計からの繰り入れということでよろしいでしょうか。28年度予算、予算上の数字でございますので、決算では変動するとは思いますが、乳幼児医療ということで153万円を計上しております。

以上です。

○四浦委員

それでは、続いて予算書の8ページ、9ページです。9ページの説明欄の下から6行目あたり、療養給付費負担金でございますが、一般質問でもやったことではあるんですが、ちょっとおさらいのためにお尋ねしますが、この療養給付負担金5億3,880万円。このうち、せっかく子育て負担の軽減という形で光市の施策としては非常に輝いてると思いますが、この医療費助成制度にかかわって、国が国民健康保険会計の国庫負担とか調整交付金が減額されるという措置をとっておりますが、この中でいかほど減額をされているか、教えてください。

○田村市民課長

一般質問の中でも御答弁を差し上げたと思いますが、療養給付費等負担金で約190万円、県の調整交付金で約40万円でございます。

以上です。

○四浦委員

合計で230万円の減額がされているということであります。

次に移りますが、画期的なことが起こりました。これまで合併後、国民健康保険税は繰り返しと言うたほうがいいかと思いますが、かなり大幅な引き上げばっかりが行われてまいりましたが、ラッキーな面もあったとはいえ、大幅な国保税の引き下げがなされるというふうなことで、予算上、これが上程をされ説明をされておりますので、この機会に、市長もせっかくここに出席されておりますので、市長の思いをお聞きをしたいと思います。

○市川市長

これは担当部長あるいは課長から繰り返し言ったことでありますが、30年度から国保が県と市町の共同運営になるということでありまして、それまでにやはり私たちがどういうふうな対応しなければならないかということを話してきたわけであります。積み上がった積立金をどうするかということでありますが、私自身いろいろ考えて、30年までこのままちょっと待ってみようかということもあったわけでありますが、しかしながら、

29年度末までに2億3,000万円程度をやはり残して、あとを今まで負担をしていただいた市民の皆様にお返しするということを決断をしたわけであります。

これは、先ほど委員さんが言われたように、少し私自身が認識したとこによりますと、うちの国保税というものは、大体、県で中位、高いほうから中位、少し下ぐらいにあるんでないかというふうに私が思っているわけであります。しかしながら、そういうところをおいても、やはり今回2年間という期限ではありますが、市民の皆様方に、少しはよかったなということがあったふうなものを持っていただければと思って、今回決断をしたところであります。本当だったら、もう少しというふうなこともあったんですが、予算を見ると、なかなか厳しいなという面もありますが、やはり5,000円を引き下げたということは、私自身はよかったなという思いを今してるところであります。

以上であります。

○四浦委員

終わります。

討 論

○四浦委員

それでは、賛成討論を行います。

私は賛成討論をやるというのは初めてなんですけども、これまでは黙して賛成したということはいっぱいありましたが、やはりこれまで市長にも厳しいことを言ってきたんですが、まさに、やさしさあふれる「わ」のまちひかりの一つのあらわれだというふうに思います。いろいろ先ほどの発言にも見られるように、迷うた面もあったかなと思いますが、よくぞ決断してくれたということを、市長にも、また関係職員の皆さん方にも敬意を表しながら、賛成討論といたします。

終わります。

採 決:全会一致「可決すべきもの」

⑦議案第7号 平成28年度光市後期高齢者医療特別会計予算

説 明:田村市民課長 ~別紙

質 疑:なし

計 論:なし

採 決:全会一致「可決すべきもの」

- 4 総務部・消防担当部関係分
 - (1) 付託事件審査
 - ①議案第14号 光市情報公開条例等の一部を改正する条例

説 明:太田総務課長 ~別紙

質 疑:なし

討 論:なし

採 決:全会一致「可決すべきもの」

②議案第15号 光市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

説 明:太田総務課長 ~別紙

質 疑:なし

討 論:なし

採 決:全会一致「可決すべきもの」

③議案第16号 光市職員の退職管理に関する条例

説 明:太田総務課長 ~別紙

質 疑:なし

討 論:なし

採決:全会一致「可決すべきもの」

④議案第17号 光市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

説 明:太田総務課長 ~別紙

質 疑:なし

討 論:なし

採 決:全会一致「可決すべきもの」

⑤議案第18号 光市職員退職手当条例及び光市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

説 明:太田総務課長 ~別紙

質 疑

○四浦委員

最後に説明された58ページです。職員の人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の新旧対照表が示されておりますが、新しいほうですね、(3)の職員の人事評価の状況というものがどういうものなのか、少し詳しく説明してください。

○太田総務課長

新旧対照表の新のほうに職員の人事評価の状況というものがあります。これは、旧のほうで見ていただきますと、(8)のほうに勤務成績の評定といった項目があります。これが新たに職員の人事評価の状況というところに置きかわったものであります。

具体的な公表につきましては、まだ具体的な例示のほうが国あるいは県のほうから示されておりませんので、どのような様式でどのような内容にするかについては、現在定めがありませんけども、今後、国及び県のほうから例示がされると見込んでおりますので、そういったものを参考にしながら、適切に公表してまいりたいと考えております。以上でございます。

○四浦委員

そうしますと、この光市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例改正の概要、今のお話を聞くと、非常に無責任、中身がようわからんまんま、今後県から示されるであろうというんだけども、議会は前もってその中身がわからんまんま、いわゆる議決してほしいというようなことで、無責任のきわみだと思うんですが。それは、どのような様式、内容にするかは今後に委ねるがということで、そういうものは今後、はっきりして説明ができる状況になってから提示あってしかるべきかな、こういうふうに思いますが、非常に急いでるという、内容がわからんまんま、急いでここで議決を求めたいという気持ちがわからないんですが、少しわかるように説明してください。

○太田総務課長

まず、地方公務員法の改正に伴い、こういった改正をしなければいけないということは、ひとつ御理解をいただきたいと思います。

それと、もう一点が、この光市人事行政の運営等の状況につきましては、例年公表し

ております。公表期間までございますので、その間に国等の例示を含めて検討してまい りたいと考えております。

以上でございます。

○四浦委員

ますますここで提案する趣旨、内容ちゅうものがわからんようになったんですが、そもそも人事評価、勤務成績というものが、民間企業でやられてきて非常に不備がある。やっぱり情実といいますか、そういうものが絡んできて、評価が非常に偏ってきて、そういうことを通じて職場の中に非常に違和感が出るというか、とげとげしい雰囲気になったりすることがあるということから、民間企業の中でも差し控えるようなものを、えらい前のめりになっているなというような気がしますが。いわゆる、それをまた公表するというふうなことで、本当にそういうふうにしてでもやらなければならないかという説明が、中身がないと思いますが、いかがですか。

○太田総務課長

ただいま委員さんのほうから人事評価について、民間企業では情実評価あるいは評価 に偏りがあるというような話をいただきました。これにつきましては、以前から委員会 等で御答弁申し上げてますとおり、さまざまな研修等を行い、また、年数もかけまして、 市全体で見渡したときに一定の平均した評価が出ているものと考えております。

もう一点、今後どういった公表になるかということにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、国のほうからも例示が出ておりませんので、来年度においてどういった公表の形になるかはわかりませんけども、現在の勤務成績の評定とは少し違ったものになると思いますので、そのあたりは情報収集に努めながら、適切に公表してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○四浦委員

この問題については、国のほうからも県のほうからも具体的な言葉が当たってるかどうかわかりませんが、提示をされていないという状況でせっかちにやるよりは、もう少し全体を方向づけがはっきり見据えられる条件が出てきたとき、国や県の見解がしっかり出された、そういう時期にやってもいいのではないかと思いますが、今この時期にやらなければならない、その理由を示してください。

○太田総務課長

理由でございますけども、先ほど冒頭に議案の説明をいたしましたとおり、地方公務 員法の改正がございまして、全国の自治体におきましてこの改正がなされると考えてお ります。光市におきましても、地方公務員法の改正に伴い、それに則した改正を行おう としているものでございます。

○四浦委員

まことにけしからん話で、全国がやるから、光市もそれに右へ倣え。国はきちんとまだ見解を示してないけれども、県も出されていないけれど、それは待てないという理由には全くならないと思います。

議論のほうは、これで堂々めぐりになってますから、終わります。

討 論

○四浦委員

議案第18号光市職員退職手当条例及び光市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例、これに反対する立場で討論します。

議論をしてきましたように、いわゆる人事評価、勤務成績の評定というものについては、いろいろ議論があるところであります。民間の右へ倣えというよりも、民間よりもかなり前のめりになっているような状況が、公務員の職場に出てきて、職場をやっぱり暗くする要因になっています。そういうものをなお前のめりになって、公表するなどというような形で、職場がますます民主主義が失われるというか、ボトムアップにならないで、トップダウンの傾向が極めて強くなって職場の活性化が弱まるというようなことも含めて、あるいは職場の人間関係が非常に悪くなっていくというふうなことも非常に危惧されるということを指摘しまして、反対討論とします。

採 決:賛成多数「可決すべきもの」

⑥議案第1号 平成28年度光市一般会計予算(総務部・消防担当部所管分)

説 明:太田総務課長、梅本消防担当課長 ~別紙

質疑

○田中委員

予算書の65ページ、防災行政無線点検委託料415万3,000円についてなんですが、先ほど説明をいただいたんですが、ちょっと聞き取れない部分もあったので、バッテリー交換とかっていうお話もありましたが、もう一度詳細説明をお願いいたします。

○中村総務部長

防災行政無線の定期点検費用でございます。平成27年度が同じように207万9,000円を計上しておりました。28年度はこれに加えて、平成25年度に整備をしました室積、光井地区の屋外拡声子局、21局のバッテリー交換として207万4,000円を計上しております。合わせて415万3,000円ということになっております。

以上でございます。

○田中委員

わかりました。そのバッテリー交換なんですが、2年前に整備したものということは、 2年ごとにバッテリー交換が必要になってくるという考えでよろしいですか。

○中村総務部長

バッテリーによりまして、通常3年間サイクルで交換していくわけなんですが、あと 親局とか中継局というのがあるんですけども、これは若干長くて5年とか6年とかにな るんですけども、屋外の拡声子局につきましては、3年間が耐用年数ということになっ ております。

○田中委員

わかりました。定期的にそういったものが出てくるということで理解しました。 同じく65ページの防災行政無線の電波伝搬調査委託料ということで、大和支所の無線 を位置を変えるということで説明をいただいたんですが、ちょっともう一度説明をいた だければと思います。

○中村総務部長

大和複合型施設が来年度から実施設計に入るわけでございますが、現在大和支所に設置しております防災行政無線の再送信子局、これをそちらのほうに移動する必要が生じてまいります。そのため、実施設計に合わせる形でその再送信子局の位置等について、電波の伝搬調査、これを行う必要があるということで280万円計上してるところでございます。

○田中委員

防災行政無線を整備するときに、大和支所に基地局を設置するというお話で整備してきたと思うんですが、そのときに既に複合型施設の予定という部分もあったと思うんですが、想定の中で何となく、後に移設が必要ということも考えられるんですが、そのときに同時に、多分大和支所につけるときも伝搬調査みたいなのをやったかと思うんですが、そのあたりでそのときに一緒にやっておこうという考えはなかったんですか。できなかったのか。ちょっとなじまないですか。

○中村総務部長

その時点ではっきりと複合型施設の位置がどこにというあたりが、まだ決まってなかったんではないかなというふうに思っております。

○田中委員

済いません、了解しました。

同じく65ページ、次にいきます。防災士の育成補助金、27年度は20人分ということで30万円上がっていたんですが、これが見当たらないのですが、これ自体はなくなったのか、また、どこか違うところにつけてあるのかというとこでお聞きしたいと思います。

○中村総務部長

これにつきましては、山口県の事業で平成25年度から27年度までの3カ年事業で自主 防災アドバイザー養成研修というのが実施されました。この研修の修了者に防災士の資 格取得の試験の受験資格が与えられて、試験に合格すれば、防災士の資格が与えられる というものであります。

この山口県が主催する養成研修に自主防災組織の推薦を受けた者に受講してもらって、 自己負担部分、1万1,000円でございますけども、これを補助していたというものであ ります。

28年度以降につきましては、この事業が、県が実施するかどうか未定であるということから、予算計上はしていないところでございます。

○田中委員

ここの、防災士を受けて、順調に増えてきているという部分は報告でいただいているので、評価している部分です。そして同じく65ページの自主防災組織支援補助金という部分で、自治会ごとでやっていくという部分で何かつけてるということはないという理解ですが、同じように地域のほうから防災士を受けるという部分は、県のものと言われましたけど、市としては取り組みはないと考えていいということですか。

○中村総務部長

県がやっておる事業に参加したということで、本人さんの受験料、それから教本であったり、そのあたりの自己負担だけにとどまっております。

市で単独に行おうとした場合、1人当たり6万円以上かかってまいります。それと、50人以上の受講者を集めなきゃならんというようなこともございますので、市としての単独のそういった防災士の育成のものは、ちょっと難しいかなと。今後、山口県が実施していたようなものが他でも行われるようであれば、そちらのほうに参加していくというようなことで、アンテナを広く張って情報収集に努めてまいりたいと考えております。

○田中委員

了解しました。よろしくお願いいたします。

あともう一つ、これは当初予算の概要のほうなんですが、37ページ、本庁の直通電話 方式ダイヤルインの導入ということで、先ほど説明もいただきましたが、ちょっとなか なかこれがどういうものかイメージが湧かなくて、実際利用者の立場に立って、どのよ うに変わるのかというところで説明をいただければと思います。

○太田総務課長

ダイヤルインの御質問でございます。まず、このダイヤルインを導入する目的として、 一つが経費の削減という面と、もう一点が、市民等の利便性を向上させるという目的が あります。その点について説明いたしますと、現在、市民の方が市役所に電話をしてき た場合に、まず交換が出るわけでございます。交換がどういった御用件ですか、どこですかというのを聞いて、各所管のほうに電話を回すようになっております。これがダイヤルイン、要するに直通方式であれば、市民の方は、直接、例えば総務課のほうに、あるいは市民税係のほうに、あるいは戸籍係のほうに直接電話ができるということで、今まで交換を通して2回に分けて電話をつなげていたものを直接かけることができるということで、このダイヤルインを導入しようとするものであります。

○田中委員

それでは、ちょっと聞いてみるんですが、本庁以外の部分、例えばあいぱーくとかも同じように今代表がとってつなぐという形になってると思うんですが、そのあたりは連携というものはあるんでしょうか。

○太田総務課長

大きい施設でいえば、教育委員会とあいぱーくがありますが、あいぱーくにつきましても、教育委員会につきましても、一応代表電話はありますが、両施設とも直通方式、 ダイヤルインがされております。それぞれの課、係のほうに番号を振り分けております。

○田中委員

わかりました。ありがとうございました。

○笹井委員

それでは、総務部所管で何項目か用意してましたけど、説明とか先行委員の回答で理解したとこもありますので、4項目ほどお尋ねします。

まずは予算書の45ページの下の中段ぐらいに教育再生首長会議負担金というのがあります。教育再生首長会議、これは何なのか、まず説明してください。

○太田総務課長

教育再生首長会議負担金の御質問でございます。これは、今後教育大綱等を策定する 必要もございまして、こうしたことから意見交換の場であったり勉強会の場として、平 成26年6月に防府市長を会長として発足してるものでございます。

○笹井委員

今回2万円で額は小さいんですけど、これが新規なのかどうなのか。私は新規であれば、さっき説明、新規物というのは大体いつも説明があるはずなんですけど、今回なかったんですけど、なぜないのかというのを聞いてもあれですけど、一応その分含めて新規なのかどうなのか、ちょっとお尋ねします。

○太田総務課長

教育再生首長会議負担金につきましては、平成28年度からのものでございます。

○笹井委員

もうちょっと尋ねます。これは、山口県の全ての市長さんが入るんであれば、光市長さんも入るということがあってもいいと思うんですけども、実際構成はどうなっているのか。そして、これに入ることによって、どういうメリットがあるのか、教えてください。

○太田総務課長

まず、構成でございます。会長は防府市長が行っておりますけども、実はこれは全国 規模の会でございます。そのうち、山口県で申しますと、平成27年8月現在におきまし ては、市でいいますと4市が加入しております。28年度においても、各市において参加 が見込まれております。

それと、メリットという点でございますけども、この会議、先ほども説明いたしましたように、教育大綱を策定することもありますし、また市長の教育委員会へのかかわりが、従前とは少し変わってきておりまして、市長がまた総合教育会議を開催するなど、教育分野の首長の役割が大きくなってきております。

こうしたことを受けて、意見交換を行ったり、あるいは勉強会を行ったりするものでありますので、この会議において、教育等に関する考え方などの向上に努めるものでございます。

○笹井委員

こういう広域的な会議へ参加するかしないか。金額的にはわずか2万円ですけど、実際参加すれば、総会があって、首長さんのとか随行の方の出張費も発生したりとかするわけでして、政策的なものを持った上で首長さんの御判断で入るということであればいいんですけど、ちょっとその政策的なもの、この会がどういう方向へ向いとるのかわからないんですけど、一応これは当然、首長さん、市長さんが了解して、考えがあって入っておられるということでよろしいんでしょうか。

○太田総務課長

そのとおりでございます。

○笹井委員

わかりました。金額も少ないから、これ以上質問しませんけれども、結構、予算書を 見ると、ほかのいろんな会の負担金とかありまして、過去、私もそれを全部調べ上げて お尋ねしたこともあります。理念を持って入られるんであれば、きちんと新規予算であ れば新規で説明されて取り組むべきだと思いますが、今回ほかの概要にもない、当初説 明にもない段階でしたので、ちょっと詳しく聞かさせていただきました。

次の項目まいります。67ページの上段が支所及び出張所で大和支所の関係です。67ページ、まず大和支所の清掃委託料が151万円、これについての委託先の決定方法、選

定方法を教えてください。

○山田大和支所住民福祉課長

大和支所の清掃の委託につきましては、平成26年6月に平成26年7月1日から平成29 年の6月30日まで3年間を契約期間とする長期継続契約を条件として入札を行っており まして、平成28年度も引き続き現在の業者さんに委託をする予定にしております。

以上でございます。

○笹井委員

わかりました。そこまで説明があったら、一応どこの業者さんちゅうとこまで言って もらうと、こっちも頭に入りやすいんですが。

○山田大和支所住民福祉課長

光市内に事務所がございます清掃業者さんでございます。 以上でございます。

○笹井委員

他部局にこういう質問したときも、大体決まっとることであれば、業者名を含めて答 えていただいておるような気がするんですけど、そこは答えられないんですか。

○山田大和支所住民福祉課長

株式会社ビークルーエッセという業者さんでございます。

○笹井委員

わかりました。理解しました。今度は29年にまた見直しがあるちゅうことですね。 同じページの2行下にまいります。大和支所の宿日直委託330万円計上されてます。 この宿日直の委託はどのような選定方法なんでしょうか。

○山田大和支所住民福祉課長

大和支所の宿日直委託は、現在、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づ き、光市シルバー人材センターと随意契約をしておりますが、平成28年度も同じように 予定をしておるところでございます。

以上でございます。

○笹井委員

わかりました。シルバーの随契については福祉的な観点もあるということで、とりあ えず理解はしております。

では、次の項目にまいります。79ページにまいります。79ページ、選挙関係でござい まして、下から3行目、ポスター掲示場設置撤去委託料1,119万円ですか、先ほどの説 明で228カ所という説明はありましたが、一応確認ですけど、これ前回と箇所、場所などは同じなんでしょうか。何か変わったとこはあるんでしょうか。

○西村選挙管理委員会事務局長

ポスター掲示場設置箇所数は、平成26年2月23日執行の県知事選挙より1カ所増やして228カ所としております。

○笹井委員

この設置箇所数については、私も一般質問で取り上げたこともありまして、面積比、 人口比で見ると、光市は極めて県内で高いレベル、多過ぎるレベルであるというふうに 私は認識しております。ちょっと具体的に聞くんですけども、牛島は今3カ所あると思 うんですけど、そのとおりかどうか。そして、3カ所本当に必要なのか、お伺いいたし ます。

○西村選挙管理委員会事務局長

牛島につきましては、御指摘のとおり3カ所設置しております。港を中心に東西に集落が形成されており、従前より東部1カ所、西部1カ所、中部1カ所の合計3カ所でございます。さまざまな御意見もあろうかと思いますので、地元の御意見もお伺いして、選挙管理委員会で協議していきたいと考えております。

○笹井委員

今回の予算では、結局1カ所増やして228カ所ということですから、結果的に変更はないと、追加されたということですけど、そういった選挙管理委員会の中での議論、見直しの協議というのは過去にあったのか、そして、これからそういうことを取り組む予定があるのかどうか、教えてください。

○西村選挙管理委員会事務局長

ポスター設置箇所の検討については、人口等がその投票区で増えた場合あるいは減った場合について、箇所を見直してはおりますが、全体的なものを、例えば最近見直したということはございません。

○笹井委員

質問はこれで止めますが、私も他市などを調べたところ、確かに規定はあって、この数字は出るんですけど、それを検討した上で、それより少なくしておるという市もあります。市の構造とか人口とかで状況は違いますが、光市はコンパクトな市でございますので、こういうとこも含めて、やっぱり経費節減、行政改革というのは、私は進めていかなければいけないのかなと考えております。

次の項目、最後かな、193ページの上段に光地区消防組合負担金が6億円あります。 去年は5億8,000万円で、今回増額されておるんですけれども、この負担金が増額され た理由というのはどのようなものでしょうか。

○梅本消防担当課長

光地区消防組合の負担金の増額ということでの御質問でございます。光市の平成28年度の負担金はここにありますように6億921万4,000円、前年度と比較いたしますと、2,103万2,000円の増額となっております。

主な要因でございますが、負担金の増額の要因といたしましては、光地区消防組合では、平成28年度に職員3名を新規に採用いたします。この3名分の人件費が追加されたということと、退職者が27年度ございませんでしたので、職員の入れかわりがございません。在職者が当然昇給昇格ということにかかってきますので、こちらの人件費も増加したということが主な要因でございます。

以上でございます。

○笹井委員

理由はわかりました。職員が3名増えるからということで、退職者はいないということです。ということは、27年度、今までは通常より3名少ない状態でやっていたということなのか、それとも何か新しい業務が増えて、ちょっと人を増やさなきゃいけなくなったということなのか。仕事と職員のバランスについて、今どういう状況にあるのか、ちょっと教えてください。

○梅本消防担当課長

今現在の職員数ですが、109名、定数は113名でございます。新年度からは3名プラスの112名ということになるわけでございます。

職員と仕事のバランスということでございますが、やはり新陳代謝ということもある程度考えながら、職員数の採用ということも考えてまいります。職員多い少ないによって、業務に影響が出ることがないように、その辺はしっかり業務の内容、それに当たる職員、そういったものを加味しながら業務をやっているとこでございます。

○笹井委員

わかりました。どこの組織でもある一定の水準はありますけど、退職者をすぐ補充するということができる場合とできない場合がありますし、年齢的なバランスというのも、組織の健全な活動のためには必要だと考えておりますので、今回、109にプラス3で112ですか、定数よりはまだ1人少ない状態ということでございますので、無理がなく、なおかつ機動的な消防活動ができるような形での運営をお願いいたします。

終わります。

・・・・・・・・・・・・休 顔・・・・・・・・・・・

○四浦委員

先行委員も申しましたが、防災の関係で予算書65ページですね。去年、おととし、さきおととしと、3年連続で山口県が実施した防災士育成補助金が、私もこれがなぜ消えたかなと思ったら、先行委員の質問でわかったんですが、県の実施がないということでした。この間、防災士の育成に当たって、光市の場合はどの程度、防災士の資格者というか、そういうものがいるのでしょうか。

○中村総務部長

平成26年度に6名、平成27年度で7名、計13名の方が今資格を取っておられます。

○四浦委員

私らみたいに、なかなか全貌がよう見えん者は、ちょっとほかと比較してみたくなる もんで、山口県全体ではどうかというのはつかんでおりますか。

○中村総務部長

ことしの2月末現在、山口県全体で1,313人の方が資格を持っておられます。

○四浦委員

光市の場合は、26年でこの防災士育成の講座などを受けてその資格を取ったという方が6名、27年が7名、合計13名なんですが、これ以外にも掌握してる防災士の数はお分かりになるんじゃないですか。

○中村総務部長

市の補助を受けて今取られた方が13名なんですが、それ以外、補助を受けないで取られている方もいらっしゃるかと思いますが、その方々については、ちょっと把握はしておりません。

○四浦委員

聞くところによると、その光市の場合の比率が非常に低いということなんですが、市によっては、学校単位、校区単位で防災士を配置して、いわゆる災害等に備えるという ふうなところもあるやに聞いておりますが、光市の場合はそのあたりはいかがですか。

○中村総務部長

現在のところは、そうした防災士の配置を学校単位云々ということはございません。

○四浦委員

この数だったら、そうだろうなと思いますね。この辺のやっぱり努力は求められるんではなかろうかなと思います。県のほうが音頭を取ってやらないから、それでおしまいというんではなくて、今後引き続き努力は要ると思います。

それで同じ65ページですが、自主防災組織支援補助金200万円と出ております。この

自主防災組織のいわゆる到達点なんですが、組織率と率だけで聞いたんではよくわかり にくいんですが、数は幾らかということをまずお尋ねします。

○中村総務部長

今年の2月末現在で、組織数が113団体、組織率が94%となっております。

○四浦委員

団体数の基礎は、ちょっと以前、私も同じことを聞いたような記憶があるんですが、何せ寄る年波ですから、記憶力がようない。ちょっと改めてお尋ねしますが。この単位、113団体というのは、おおよそでいいです。例えば連合自治会単位だとかいうふうなことが言えると思いますが、その辺はいかがですか。

○中村総務部長

連合自治会で組織されておられる地区もございます。その中で各自治会単位で組織しておられる。そのあたりを全部ひっくるめて、今113団体と申し上げました。

○四浦委員

ちょっとそこのとこが頷けんですちゃね。100%の数はそんなに数多くならん。120数 団体ぐらい、100%といえばですよ、そういうふうなことになるんですが。あと、組織 されてない自主防災組織というのは、どういうところなんですか。

○中村総務部長

ちょっとこれ数字のマジックと申しますか、全ての世帯数が分母となりますが、自治会に入っておられないという方も何世帯かあると思いますので、そういった方を除けば、ほぼほぼ、組織としてはできているのかなというふうには思っております。

○四浦委員

マジックちゅう言葉が出てきまして、なるほどなって、こう思いますね。そうですか。ちょっと卑近な例で言うと、単位自治会が確かに防災組織を設けております。ところが、訓練もなければ、名前を出してるのが、自治会の役はついてる班長だとかそういう人たちだけで、当人も自覚がないといいますか、そういう組織が周りにたくさんおるような気がするんですが。組織率の中に、もう一つ聞いてみますが、単位組織で、いわゆる訓練、自主的な訓練をやってるところが113団体と言われたですね。その中でどれぐらい占めているか、これはつかんでいらっしゃいますか。

○中村総務部長

はっきりとはそのあたりについてはつかんではおらないんですが、確かに委員さんおっしゃるように、毎年毎年訓練等を実施しておられるところ、あるいは、まだまだ十分な活動がなされていないところがあるのも事実でございます。

我々としましては、こうした十分な活動が行われていないところに対して、いろいろと働きかけ等していきまして、そういった活動を行っていただけるようにということで、予算にも上げております自主防災組織の支援補助金、このあたりの活用につきましても、PR等も引き続いてしてまいりたいと考えております。

○四浦委員

答弁を聞いてて、ちょっと失礼ながら、いわゆる形だけ、中身が伴わない自主防災組織というものを、いわゆる組織率のパーセントで上げているということがよくわかりました。したがって、ここでは今後を見通して、また改めて議論もしたいと思いますので、その折には、名簿だけを確認できている。そういう自主防災組織の組織率という数え方ではなく、実態の伴うもの、そういうものがどうかということをつかむ努力を、やっぱり自助や共助じゃ公助じゃって言いますけども、せっかく防災危機管理という課を光市は持っているわけですから、それが機能を果たすような、次の答弁のときは用意をされるよう、努力をされるように求めて、この項は終わりたいと思います。

あと、これは予算書の49ページをお願いします。この人事管理費の一番上段になる、職員退職手当のところでは、説明の中で恐らく一般職員の定年分、9人分でこの退職手当が2億5,000万円余りというふうに言われたと思います。補正というやり方もあるから、この中には出てこないんでしょうが、毎年こういう形出されるんでしょうが、自己都合退職というのは、どれぐらい踏んでおりますか。

○太田総務課長

予算化しておりますのは、定年退職を迎える9名分と、特別職3名分の退職手当をここに計上しております。

○四浦委員

よくわかりました。一応、私はこれで閉じたいと思います。

討 論

○四浦委員

議案第1号 平成28年度光市一般会計予算(総務部・消防担当部所管分)について、 反対の立場で討論を行います。

かねがね申し上げておりますように、光市の市役所の人材という観点でいうと、非常に大事な職員採用試験が、私は非常に不透明だと思います。お隣の下松市と比べても、選考委員という言葉を使うたらいいのかどうかよくわかりませんが、選考する委員の中に、やっぱり民間をがんとして入れないというような不透明性もありますし、今日はやっておりませんが、この職員採用試験にまつわる話で、答弁が、個人情報保護条例をもうめちゃくちゃに振り回すと。第一、市が出されている、いわゆるメンタルの病でどれぐらいの休職者の数がおるか、何人おるというようなことも出してる。それと同じようなことを聞いても、全く個人情報保護条例に反するからというて、まさに振り回す、乱

暴に。そういうふうな点も指摘しながら、メンタルの休職者が増えてきている、あるいは防災もちょっと今日は議論しましたが、民間の力を引き出す努力が非常に弱いという点なども指摘をしながら、反対の討論といたします。 以上です。

採 決:賛成多数「可決すべきもの」